

平成17年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成17年3月2日

午前9時50分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫
都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司	都 市 整 備 課 参 事	西 田 哲 也
教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司	代 表 監 査 委 員	辰 巳 忠 次

---

## 1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 都市基盤整備特別委員長報告について
- 日程 7. 報告第 3号 監査結果報告について
- 日程 8. 議案第 2号 斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例について
- 日程 9. 議案第 3号 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例について
- 日程 10. 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第 6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 13. 議案第 7号 斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 14. 議案第 8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程 15. 議案第 9号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 16. 議案第 10号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について

- 日程 17. 議案第 11 号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 18. 議案第 12 号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 19. 議案第 13 号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程 20. 議案第 14 号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 21. 議案第 15 号 平成 16 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程 22. 議案第 16 号 平成 16 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程 23. 議案第 17 号 平成 16 年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 24. 議案第 18 号 平成 16 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程 25. 議案第 19 号 平成 16 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 26. 議案第 20 号 平成 17 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日程 27. 議案第 21 号 平成 17 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程 28. 議案第 22 号 平成 17 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について
- 日程 29. 議案第 23 号 平成 17 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日程 30. 議案第 24 号 平成 17 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程 31. 議案第 25 号 平成 17 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程 32. 議案第 26 号 平成 17 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日程 33. 議案第 27 号 平成 16 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について
- 日程 34. 議案第 28 号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数

の減少について

- 日程 35. 議案第 29 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同規約の変更について
- 日程 36. 議案第 30 号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程 37. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 日程 38. 同意第 1 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて
- 日程 39. 同意第 2 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）
- 日程 40. 同意第 3 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 2）
- 日程 41. 同意第 4 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 3）
- 日程 42. 同意第 5 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 4）
- 日程 43. 同意第 6 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 5）
- 日程 44. 同意第 7 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 6）
- 日程 45. 同意第 8 号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 7）
- 日程 46. 報告第 4 号 平成 17 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について
- 日程 47. 報告第 5 号 平成 16 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第 3 号）及び平成 17 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について
-

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時50分 開会)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより平成17年第2回斑鳩町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

平成17年第2回町議会定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、当町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政諸般にわたり、格別のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例についてをはじめ40議案を本定例会に提出させていただいており、それぞれの議案につきまして、いずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

去る1月20日から1月31日までの5日間、凜巳、木田両監査委員には、平成16年度の定期監査等を実施していただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますと共に、講評の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で、十分に配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいります所存であります。

また、私の政策目標であります「人にやさしいまちづくり」を基本理念として町政運営に邁進してまいりますので、一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成17年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきます、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、12番、木田議員、13番、木澤議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月23日までの22日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月23日までの22日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成16年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。16番、中川委員長。

○建設水道常任委員長(中川靖広君) それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月16日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめ、その他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、流域下水道事業の1月末時点の進捗状況として、中継ポンプ場築造工事については、電気設備が95%、機械設備が98.5%の進捗率であり、平成17年3月の完成に向け順調に工事が進められている。

また、竜田川幹線管渠第4号工事である、「稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東」までのシールド工事については、現在、約97%の進捗率である。

次に、町の公共下水道の進捗状況については、6月定例会で議決された、竜田北汚水幹線1工区工事は、現在推進工事を中心に施工しているが、硬質地盤に遭遇し、現在の状況から工期の延長が必要と判断し、工期延長に伴う契約変更の議決をお願いするものである。その他、6月定例会にて議決いただいた工事については、いずれも完了している。

また、9月定例会で議決された第1工区-2工事については、推進工事が順調に進められており、10月に入札した路線についても順調に進んでおり、いずれも年度内に完

成出来る予定である。測量設計業務についても、同様に年度内に完了する予定である。

最後に、供用開始に向けての準備作業として、県からの処理開始通知が3月初旬にあり、供用開始の公示を3月15日、3月30日までの縦覧期間を経て、3月31日より供用開始する計画である。

供用開始予定区域の自治会に対しては既に説明会を完了しておりますが、回覧等でさらに啓発を行いたいと考えている、との説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、特段の質疑はありませんでしたが、本件については、当委員会として、説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件について、1つ、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、1つ、斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、1つ、斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例について、1つ、平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、1つ、平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について、1つ、平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、それぞれ3月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、手数料条例の改正について、違反広告物のパトロールや苦情処理などの状況について分かる資料の提出が求められました。

また、公共下水道の請負契約の変更に関して、硬質粘土層が出たことで工期延長されるが、設計段階におけるボーリング調査をどのようにされていたのかとの質問に、一般交通や地下埋設物のないところを選定し、50メートルから100メートルを目安に、現状に応じて調査を実施している。実際の施工では、調査結果と差が生じることが多々あるが、請負者と十分協議し、また、請負者も独自に事前調査を行い、工法等の確認を行っている、との答弁がありました。

次に、各課所管に関する報告事項については、まず、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、当委員会の所管するものについて、道路整備5カ年計画の進捗について、それぞれ担当課より説明がありました。

委員からは、未登記道路整理事業に関連して、用地の寄付をもらう時は境界明示をきちんとすべきだと思うが、どう考えているのかとの質問があり、基本的には底地の関係



について整理をしていただいたもので寄付を受けるのが当然と考えているとの答弁がありました。

また、その他については、委員より、1つ、水道事業運営方針（案）について、1つ、新御幸橋の右折レーンについて、1つ、昭和橋の右折レーン工事について、1つ、町営住宅の結露現象について、それぞれ質問がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、閉会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますのでご覧いただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。12番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月17日に厚生常任委員会を開会し、継続して調査中の事案等についての審査を行いました。その審査の概要についてご報告をいたします。

初めに、継続審査事案のうち、（仮称）総合福祉会館整備事業についてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、本施設の早期建設に向けまして慎重に取り組んでいるところで、本施設の建設は、本町の重点施策でありますことから、今年度末までに建設用地の選定などがまとまりますよう、全力を挙げて努力してまいりたいと考えております。今後、建設用地の選定などがまとまりましたら、当常任委員会にご報告を申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えております、との説明がありました。

委員より特段の質疑はございませんでしたので、本件については、説明を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件、1つとして、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例について、2つとして、斑鳩町障害者福祉計画運営協議会設置条例について、3つとして、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、4つとして、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、5つとして、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、6つとして、平成16年度斑

鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、7つとして、平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、いずれも3月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けました。

委員からは、次世代育成支援地域協議会や障害者福祉計画運営協議会の委員構成について、それぞれの制度や法律等、専門的知識が重要になってくるので、そういった点を考慮するようにとの意見がありました。

続いて、各課報告事項であります。平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、ビニールごみリサイクル処理について、人間ドック等について、それぞれ担当課より説明がなされたところであります。

最後に、その他として、委員より、1つ、いきいきの里の利用者について、1つ、自動車リサイクル法に関する住民からの問い合わせについて、1つ、障害者の方等への窓口対応について、1つ、厚生年金奈良いかるが荘について、それぞれ質問がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、閉会中におけます当委員会の審査の概要であります。詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして、厚生常任委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。2番、松田委員長。

○総務常任委員長（松田 正君） 去る2月18日午前9時から、総務常任委員会を開き、閉会中における総務常任委員会の所管に係る事案につきましての執行状況についての報告、説明を受け、必要な審査を尽くしてまいりましたので、その概要について報告をいたします。

会議を始めるに当たって、町長は冒頭の挨拶の中で、「斑鳩町政治倫理審査会委員の選任手続」について説明し、理解が求められたことを申し述べておきたいと思っております。

当日の会議で付議をされました事案は、継続審査事案1件の外、3月定例議会で付議予定議案のうち、総務常任委員会の所管にかかわります事案8件と各課報告事案5件で

ありました。以下、順次申し述べてまいりたいと存じます。

継続審査事案であります「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備に関する  
ことについて」であります。

まず最初に、史跡藤ノ木古墳の整備についてですが、墳丘南西部の宝積寺跡の確認を  
目的とする第6次調査の準備が整い、近く着手出来ることになったことや、藤ノ木古墳  
の石室公開を基本とする保存整備の方針を決める検討委員会を3月中に開催出来るよう  
調整中である、との説明。また、中宮寺史跡地の公有化について、16年度予定の地権  
者8名のうち、7名についての手続はすべて完了しており、残る1名についても3月末  
までには手続完了の見込みであるとの報告を受けました。

また、駒塚古墳の調査についても計画どおり進められており、法隆寺南大門前の東側  
広場整備に伴う発掘調査については、若草伽藍跡の区画溝と考えられる遺構の解明を目  
的として、調査範囲を拡大し現在調査中であるとの報告を受け、総務常任委員会は、こ  
れら一連の取り組みについての報告を了承されました。

次に、3月議会で付議予定議案のうち、総務常任委員会の所管にかかわります事案に  
ついての説明を受けました。その事案は次のようなものであります。いわゆる、常勤職  
の給与減額及び特別職、一般職の日当旅費、手当等の廃止ないし減額措置を図るための  
条例改正案4件と、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）及び五条市と西吉  
野村、大塔村の合併に伴う関係団体の数の変更及び規約の改正等3件であります。

人件費の削減措置をめぐる条例案について、若干の質疑もありましたが、これらの議  
案が3月定例議会に付議されることについて、総務常任委員会は説明を受けたというこ  
とで承知をいたしました。

各課報告事項について申し上げます。

報告事項の1つは、「給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則」についてで  
あります。人件費、旅費に関する削減条例等の一部改正案とも関連するものであること  
から、一括して取り扱うことといたしましたので、ここでの報告は省略させていただき  
たいと存じます。

報告事項の2、斑鳩町資金管理並びに運用基準の一部改正についてであります。こ  
れは今年4月にペイオフ、金融機関が経営破綻した場合、預金の払い戻し保証額を元本  
1,000万円とその利息までとする措置であります。全面解禁となることに伴う措  
置として、「決済用預金制度」（利息がつかない、いつでも払い戻しが可能、口座振替

や送金などの決済に使えるの3条件を満たす預金で4月以降も全額保証される)の活用を図り、資金管理と運用の適正化を図るということであり、この改正については了承されました。

次に、報告事項3、斑鳩町財政健全化についてであります。別紙の内容で「斑鳩町財政健全化検討住民会議」を設置し、8月頃までに検討結果を求め、18年度の予算編成、施策の実行に役立てたい、という趣旨の説明でありました。複数の公募があった場合の選出方法や、会議設置で効果が期待出来るか等について、若干の質疑がありましたが、最終的に町側が財政健全化について住民検討会議を設置するとの意思の表明があったということにとどまりました。

報告事項4、斑鳩町土地開発公社の経営健全化についてであります。別紙内容の「土地開発公社の経営健全化に関する計画」が提示をされ、一定の説明が行われましたが、公社所有地の詳細な資料の提示が求められたこともあり、引き続き協議をすることといたしました。

報告事項5、斑鳩町児童生徒就学援助要綱についてであります。これまで国庫補助金である「要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」に基づき、交付事務を行ってきたが、同補助金のうち準要保護児童生徒に対する補助分が三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止削減の中で、平成17年度から廃止されることになりました。しかし、斑鳩町ではこれらの補助事業を継続することとしたことにより、斑鳩町における就学援助事業の実施方法を定める必要が生じたと、その制定要旨が述べられました。

なお、就学援助事業については、教育基本法及び学校教育法の規定により、市町村が主体となって実施することが定められており、補助金が縮小されても、税源移譲されることになっているので、町の単独事業として実施していくことにいたしました、との説明であります。総務常任委員会は、この要綱の制定と予算措置について承知することといたしましたので、よろしくご理解を得たいと存じます。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。よろしくご理解をいただきますようお願いし、報告を終わります。

○議長（浅井正八君） 次に、日程6、都市基盤整備特別委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における都市基盤整備特別委員会の審査結果についての報告を求めます。8番、坂口委員長。

○都市基盤整備特別委員長（坂口 徹君） それでは、都市基盤整備特別委員会委員長報告をさせていただきます。

閉会中の2月18日に、都市基盤整備特別委員会を開催し、継続審査案件について審査を行いました。その審査の概要についてをご報告させていただきます。

初めに、継続審査案件であります都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについて、前回の委員会以後の経過及びその対応についての説明を受けました。

稲葉車瀬地区の用地買収の進捗は、被買収者については進捗率56%、筆数では62%、面積は、精査した結果、1万4,734平方メートルで、進捗率70%である。これまで主に農地を中心に用地買収を進めており、今後建物の所有者にも移転等の補償額を提示させていただき、具体的な交渉に入らせていただく予定となっている。

また、小吉田のモデル区間については、昨年3月3日に供用を開始されて1年を経過しようとしているが、多くの方に利用していただいております。また、ボランティアサポート「桂の会」の方々による清掃等の活動により、美しく維持されている。モデル区間では、供用後住民に実際に道路を利用していただき、その評価もあわせて聞いていただくということで、今後、他区間へのパークウェイ事業推進時の参考にさせていただきたいと考えている。その参考のためのアンケートについて、どのような方法で実施していくのかは、現在国で検討を願っている。まとめれば、パークウェイ推進協議会の中で検討をいただいた上で、出来れば年度内にアンケートを住民の皆様方に配布させていただきたいと考えている。

次に、三室交差点の通称鬼坂と言われているところでの代替地提供については、昨年の12月27日に土地開発公社と地権者により売買契約が調印された。地権者から代金の納入も済まされており、所有権移転登記も完了している。秋には移転していただき、その後事業用地が国に引き渡された後、町道の拡幅整備を予定している。

また、国道25号線の昭和橋の右折レーンについて、年度内の完了を目標に、現在進められているところである、との報告がありました。

本件について、委員より、400メートルモデル区間の交通量調査について、アンケート調査の対象者について、整備に関する地元地区からの要望について、国道25号線沿いの住宅展示場予定地の歩道について、それぞれ質問がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

当委員会としては、説明を受け、了承をしたということで終わりました。

次に、法隆寺線について、現状についての説明を受けました。

前回委員会で工事着手の予定について報告した2件の工事の状況ですが、龍田南2丁目地内においては、現在の進捗率が80%、小吉田2丁目の工事については進捗率が60%で、いずれの工事も工期内に完成して、供用をしていきたいと予定している。

用地買収についての状況は、龍田南2丁目地内におきまして、1件の土地家屋の所有者との交渉がまとまり、買収地所有者が隣接地を代替地として希望され、隣接地所有者も了承をされたことから、土地開発公社、買収地の地権者、代替地の提供者との3者契約で調印したところである。

また、これまで事業に反対の意向を示されていた、一人の地権者の方とも交渉を重ね、2月15日も交渉をして、まずは土地の調査、家屋の補償額の算定のための調査に着手をさせていただくことで、ご了解が得られたのではないかと考えている。3月末頃に再度協議させていただくということで調整をしている。

また、全体の用地買収の状況は、被買収者では83%の進捗、筆数では81%の進捗、面積的には79%の進捗となっている。

なお、昨年度に取得した小吉田2丁目の用地については、今年度に一般会計で清算する予定をしているが、今年度に取得いたしました龍田南の事業地については、移転先の住居が完成した後に土地の引き渡しを受けるので、今年度、清算出来ないため、繰越明許の設定をお願いします、との説明がありました。

本件については、委員より特段の質疑がありませんでしたので、当委員会としては、説明を受け、了承をしたということで終わりました。

次に、その他路線について、法隆寺門前線の現状について説明を受けました。

県が進めている法隆寺門前線の整備は、植栽時期の関係により残っていた一部の植栽帯での植栽、そして町の広場事業の発掘調査の関係で残っていた東側広場との境界部分の工事が現在進められている。年度内には門前街路整備事業も完了することとなっている。

そして、平成16年5月28日に収用採決等取り消し訴訟といたしまして、控訴されていた件については、大阪高等裁判所におきまして、これまで3回の審議が行われ、2月16日に、事業目的は法隆寺を訪れる参拝客、観光客の交通安全と法隆寺を参拝、観光を目的とした車両交通の混雑の緩和及び周辺道路の円滑な交通の確保、並びに観光資

源としての法隆寺周辺環境整備という公共性の高いものであり、事業により多くの参拝客、観光客等の交通安全の利益を享受することが明らかである等のことから控訴を棄却するとの判決の言い渡しがありました。

なお、町の法隆寺門前東側広場整備は、発掘調査の関係で遅れていますが、発掘調査完了後、速やかに着手出来るよう、今月中に発注して、秋の観光シーズンまでに整備を完了したいとの説明がありました。

委員からは、国道25号線の三室交差点から昭和橋までの間の都市計画決定の変更と拡幅について質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

本件については、当委員会として、説明を受け、了承したということで終わりました。続きまして、2件目の、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、担当課長の方から説明を受けました。

前回の委員会以降の進捗についてですが、設計業務の年度内完了が見込めないため、3月定例会に繰越明許費の設定をお願いします。

次に、駅構内の配線変更工事につきましても工事の進捗が遅れており、今年度予定している工事の完了が見込めないため、設計と同様に繰越明許費の設定をお願いしますこととしている。

なお、町としては、JRに対し、来年度予定の自由通路本体工事のスケジュール等に影響が及ばないように設計及び配線変更工事等が速やかに完了出来るよう申し入れている。

次に、周辺道路計画の関係は、昨年、新家地区におけるアクセス道路の関係について地権者への説明会を開催した。説明会では、前回委員会で提示した18メートルのシンボルロード計画、(仮称)法隆寺駅前線に整合した道路計画(案)により説明を行った。シンボルロード計画による18メートル幅での用地協力をお願いした。代替地の確保等を条件に出されている方や、シンボルロード計画のルート設定の見直しをしない限り協力出来ないと難色を示されている方もあり、ルート上の全地権者との合意形成を図れるよう努めているところである。

次に、駅北口広場及び北口広場から踏切方面への道路計画に伴い、今後、関係者と立会等を実施する予定となっている。

次に、駅周辺整備に係る一般会計補正予算について、まず繰越明許費の補正であります。JR法隆寺駅周辺整備事業は、駅舎自由通路設計及び法隆寺駅構内の配線変更工事の進捗状況から見て、今年度に予定していた詳細設計、配線変更工事の完了が見込め

ないなどから、2億8,866万円をお願いする予定である。

次に、債務負担行為の予算の補正について、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金は、JRが負担する橋上化負担金相当額の9,956万4,000円を、JRから町へ納入されるということで債務負担行為の予算14億7,021万8,000円を計上していたが、JRとの協議の結果、町が負担すべき橋上化負担金とJRの負担金を相殺することとなり、債務負担行為の額を14億7,021万8,000円からJR負担金相当額を控除し、13億7,065万4,000円に減額することとした。また、このうち、配線変更工事にかかる事業費4億4,493万円については、起債申請において補償金であることを明確にして予算処理する必要が生じ、債務負担行為の予算をJR法隆寺駅配線変更工事補償金を4億4,493万円として追加し、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金を9億2,572万4,000円に変更する予定をしている、との説明を受けました。

委員より、意匠による事業費の増額について、(仮称)法隆寺駅前線の整備に伴う周辺道路の整備についてなどの質問がありましたが、それぞれの理事者より一定の答弁がなされております。本件につきましても、当委員会として、説明を受け、了承をしたということで終わりました。

以上が、閉会中における当委員会の審査概要であります。詳細につきましては、会議録に整理しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

これで委員長報告を終わりたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

○議長(浅井正八君) 次に、日程7、報告第3号 監査結果報告についてを議題といたします。

辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員(辰巳忠次君) それでは、平成16年度定期監査の結果についてご報告を申し上げます。

お手元にお持ちいただいております定期監査結果報告書に記載してあるとおりでございますが、地方自治法第199条第4項の規定、並びに町の条例、及び町監査規定により定期監査でございまして、去る17年1月20日から1月31日までの間に実施いたしました。監査実施の対象部門、あるいは対象範囲、そういったものは記載のとおりでございます。

監査の目的及び着眼点でございしますが、これは町の監査規定第29条によりそれを明



らかにするようというふうになっておりますので、監査の目的、着眼点でございますが、地方自治法第199条第3条によりますそういった要点4点と、それから事務の執行と経営に係る事業の管理の適否を確かめるために、各部、各課より会議室に来室いただきまして、質問、あるいは説明を聞く、あるいは書類を閲覧する、そしてまた帳簿突合、あるいは計算突合、証憑突合等の通常の監査手続を実施して監査をいたしました。

監査の結果は4ページに記載のとおりでございますが、監査の対象となった各局部課の予算に係る財務に関する事務は、適正に執行されているものと認められました。また、帳票、証憑の管理、内部統制も良好に働いておりまして、各会計の数値は正確に記帳されているものというふうに認められました。

4ページの中ほど以下は、監査の結果の概要であります。少し補足しながら説明を追加しておきたいと思いますが、まず一般会計の状況であります。記載のとおり、16ページ、17ページに歳入、歳出の執行状況が表に示されておりますが、一般会計は予算の執行率が69.3%でございますが、前年の64.8%から執行率が4.5ポイント上昇いたしております。これは、その16ページの表1を見てもらったらわかると思うんですが、大口の歳入予算であります町債の執行率が、前年は6.6%であったものが、当年度は34.1%と執行率が上がっております。それから、そこに、5ページの一番上のところに書いてありますように、固定資産税、それから都市計画税の大口の滞納の納付があった、こういったことが歳入の執行率を少し押し上げた主因であろうかと思っております。

町税の収納状況については、26ページに表9というところで示してあるのでございますが、町税の収納率は、26ページ、別表9の真ん中の下のところのとおり、前年の同期、平成16年12月31日、両方とも12月31日現在であります。平成15年度は収納率が71.5%であったものが、今申し上げましたように、大口の滞納の納税があったりしまして、72.5%、1ポイント上昇しております。町税の収納率は上がっておりますが、町税収入の絶対額は、わずかではありますが減少しております。それ以上に町税の歳入の予算が下がっておりますので、結果的に収納率が少し上がったと、こういったような状況でございます。

それから、歳出についてでございますが、歳出も17ページの表のとおりでございますが、款目ごとには執行率色々とばらつきがあるわけでございますが、全体では、平成

15年度の56.9%から、こちらの方も59.9%と3ポイント執行率が上昇しております。これも、先ほどと同様に、その大口の予算であります公債費が、71.5%から80%に8.5%上がっております。これが主な原因であろうかと思われま。それ以外の事項につきましては、記載のとおりでございます、お読みいただければわかるかと思われま。

それから、その次に7ページの真ん中以下、国民健康保険事業特別会計でございますが、こちらの方も18ページ、19ページの表2のところ歳入歳出の予算の執行状況が出ておるわけでございますが、歳入の方は執行率が前年の56%から51.4%、4.6ポイント下がっております。また、歳出の方も、72.3%から70.4%と1.9ポイント下がっております。

歳入の方は、全体的に純額では1億4,000万ほど増加しておるんでございますが、主たる歳入であります国民健康保険税、それから国庫支出金、これらはほぼ前年度と執行率に変動はございません。療養給付金、それから共同事業交付金、これらにつきまして若干執行率が下がっており、そういったことから歳入の執行率が下がっており、うというふうに思われま。

それから、歳出の方でございますが、一番大きな歳出であります保険給付費が74.5%から71.2%、3.3ポイント下がっており、大きな歳出の執行率が下がっている原因であります。しかし、保険給付費につきましては年々増加してきておりまして、執行率はそのように下がっておりますが、支出額の絶対額は前年に比べまして約7,500万円増加しております。国民健康保険事業特別会計については、後ほどもう少しまたお話ししたいと思います。

それから、老人保健特別会計、それから大字龍田財産区特別会計につきましては、記載のとおりでございます。

公共下水道事業特別会計につきましては、歳入と歳出に執行率が相当変動がありますが、年度末にはほぼ予定どおり執行される見込みでございます。

それから、介護保険事業特別会計は記載のとおりでございます。

水道事業会計でございますが、ほぼ順調に推移をいたしてございまして、過年度に私の方で指摘いたしました既に廃棄済みの資産、配水管等の廃棄済みで、実際には資産がないにもかかわらず資産として帳簿上残っており、本年度にすべて除却される、すべて資産減耗費として当年度処理される予定でございまして、適正に執行され

ておる。

それから、損益状況でございますが、若干の利益が出て推移しておりまして、最終に決算は前年並みぐらいで、少し黒字で終わられるのではないかというふうに見込まれます。

それから、財産管理の状況であります。当年度は町で保有しておられます車両の維持管理につきまして少し掘り下げて検討させていただきましたんですが、特に問題となる点はございません。適正に資産が維持管理されているというふうに見られるということでございます。

それから、11ページ以下の報告に添える意見でございますが、これは例年どおり意見でありまして、決して不正があったとか、あるいは間違いがあったとか、こういったことは問題であるというようなことではございません。こういったような見方、こういった視点から見ると合理的というふうに思われるんだけど、特に将来において色々検討していかれる時に参考にされてはどうかというような意味の意見でございます。

まず、第1番目の町内産業の支援についてでございますが、これは後ほど財政援助団体の監査の報告を申し上げますが、その際にもう一度また申し上げるわけでございますが、斑鳩町は文化都市ということでございまして、余り工業はそう発達してこなかった。伝統的な小売業中心の商業が多かったのではないかとと思われるんですが、色んな商工政策、そういった商工業の支援でございます。そういったことについてずっと商工会を通して補助措置をなさっておるんでございますが、ちょっと長年同種の画一的単純なサービス業務が中心になって、本当の企業の指導育成、あるいはこういった時期でございますから、事業を転換していくと、そういったような町内産業が衰退化していくのについてどうしていくかというようなことについては、どうお考えになっているのかということとでちょっと申し上げておるわけでございます。

ちょっと真ん中の辺を読みますが、「商工会を通しての町内商工業者支援は各種の代行業務を中心とした伝統的な低廉安価の単純サービスを実施することで終始しており、指導育成とはほど遠い内容となっている。」要するに、社会保険事務の代行であるとか、あるいは記帳代行サービスである、こういった代行サービスが非常にウエートが高い。それでは本当の指導育成になるのか。一時やむえ得ず緊急的にそういったことをなさっていた。長期的にそればかりでいいのかどうかというような意味でございます。

「その結果、商工会組織の運営そのものが今や資金の収支バランスを欠き、積み上げ

てきた貯えを取り崩して凌いでおり、また、先述の代行サービス業務はほとんど民間事業者の業務範疇に属するもので、それらとは競合の関係にあるものばかりである。」というふうに、そういった代行業というものは専門業というか、民間で行える事業でありまして、そういった点から色んな補助措置があつて、それで結局安いそういったサービスをするということがいいのかどうか、民間事業者、民間でそういった代行サービスがあるのに、そういった競合をする、補助をして競合させるということはいいいのかどうかというようなところでございます。

「特別の法律により設立され行政の保護も受けた特殊な団体が民間業者との競合にあるような業務を何の疑問も抱くことなく続けてきたため、町内事業者に真の自立、競争力を身につける努力を放棄させてきたのではないだろうか。」

商工会の運営が窮状になりつつある今、根本的にこの施策の見直しを図り、例えば各種研究機関や構造変化対応の助言業務を行えるような業者との提携を行うなどをして、町内事業者の存続発展の方途を考え出していくような指導育成強化を目的とした本質的な業務、そういったものを方向転換をしていくようなことを考えなければならないのではないかと、そういったようなことでございます。

それから、2番目の幼稚園費のことでございますが、これは少子化で幼稚園の園児数は減ってきて、非常に稼働率が低いといえますか、定員にとっても満たないような状況で運営しているわけでございますが、町の教育費の幼稚園費と私立幼稚園の運営費、これを比較して分析した、その結果をちょっとそこにかきつけていただいたわけでございます。ちょっと読んでみますが、11ページの下のところでございます。

平成16年度予算ベースでの町立幼稚園費は1億4,172万7,000円で、平成16年5月1日の町立幼稚園の在籍園児は304人で、1人当たりで換算しますと、1人年間46万6,207円、幼稚園費を、園児1人に要しておるということでございます。

一方、町内私立幼稚園の平成15年度計算書類によりますと、年間の運営経費は8,924万2,000円で、在園者数288人で割りますと、1人当たり30万9,868円で、15万6,339円、私立の方が低いコストで運営が行われている。

しかも、この1人当たり30万9,868円の中には、町の会計は収支会計でありまして、資金収支だけが、資金として出ていったものだけが運営費ということになるんでございますが、私立の場合は発生主義のいわゆる会計でございまして、現金支出でない

ものも費用に出ておりました、例えば減価償却費であるとか、あるいは資産の処分損でありますね。要するに資産に上がっているものを廃棄する時に損失として落とす、そういった資産の処分損。

それから、奨学費といいまして、これは県から園児1人1万3,000円という補助が出ておりました、それを幼稚園の方では一旦収入に計上してもう一回費用として出しておるといふ、そういった費用。

それから、スクールバスを運行しておりました、それを本人負担を徴収しておりますが、それを超えてバスの運営費を外部に支払っておる、そういった運営維持費、こういったものが、減価償却費が1,052万9,000円、それから奨学費が374万4,000円、それからバス維持費が121万1,000円、合計約1,550万足らずのそういった費用がありまして、そういったものを引きますと、これらを除外すれば、年間運営費は園児1人当たり25万6,087円となり、町立と私立とのその差は21万120円と広がる。25万6,087円対46万6,207円は、要するに私立は町立幼稚園の費用の55%で運営が行われているようになっております。ということでございます。

内容を細かく費目別に見ますと、人件費は園児1人当たり町立は42万8,454円、私立は18万313円で、町立の方が2.3倍人件費が多くかかっている。それから、その他の費用、人件費以外の費用でございますが、こっちの方は逆に町立の方が半分で済んでおるといふような、大方は人件費なんでございまして、1人当たり町立46万何ぼのうち42万何ぼが人件費でございますから、ほとんどの費用が人件費ということで、人件費の差が大きくなっておる。

これは、幼稚園の人的組織構成が、町立の場合は教員が全部で3園で18名、これは園長先生が小学校と兼務なさっておられますので、除いての数字でございます。園児17人に1人の割合で教員が配属されておる。それから、3園ありますために職員は3人要る。そうすると、園児101人に1人がかかる。私立の場合は、教員が園長を入れて13名で、園児22人に1人と。職員は全部を1人で賄っておりますので、280人に1人というふうになります。教員については、1人当たりの平均担当園児数が私立の方がやや多く、職員も町立の方が多い、こういうふうになって、私立と人員構成で大きな差を見せている。

人件費の差は、結局教職員の配置人員の差と、年齢構成が比較的低い私立と高齢化の

進んでいる町立との開きに起因しているものと思われます。私立の場合は、教員が時々退職があって新陳代謝が行われるけれども、町立の場合はそうもいかないということかなと思われます。

それから、人件費以外のその他の費用については、納入は入札を原則とし、消耗品や設備類は儉約を図る町立に対し、志願者を維持するため、設備の更新、あるいは修繕取り替えを矢継ぎ早に行い、納入価格は町のように入札でなく、業者との信頼関係で私立は行っている。だから、その他の費用については逆転しておる。しかし、こうした人件費以外の支出は合理化を重ねても大した数値とならないということをこれは如実に物語っている。人件費の管理がいかなる場合も大きなウェイトを占めることを裏付けているということでございます。

町立を廃止して私立に移行というようなことを申し上げようとしておるのではありませんが、民で行えるものは民で行うというような流れになってきておるということで、見直される時には、若干そういった、町の方は縮小を図って、その分を補助措置をして私立に委託するような部分もあってもいいんじゃないか、そういうような考え方でまた見ることもあってもいいのではないかというような意味でございます。

それから、その他の事項でございますが、国民健康保険事業特別会計、これは前年の決算審査でも少し申し上げたんでございますが、既に2年連続毎年支出の方が超過しております、2年連続繰上充用で、現在1億6,800万円繰上充用額があつて赤字できておりますが、昨年の決算審査で申し上げたんですが、前年度は、その一番大きな支出費用であります保険給付費、これが平成15年は平成14年に比べまして25%支出がふえた。しかし、肝心の国民健康保険税は1.2%しか増えてない。このままのバランスでいきますと来年もまたこれ赤字が続くんじゃないでしょうかというふうに決算審査の時に申し上げたんですが、本来こういった役所の収支会計というのは、まず事業をするのにどれだけの費用が要るかという歳出が初めにあって、それを埋めるのにどういったようなことで歳入を考えるかというのが財政の運営であります。国民健康保険の場合は、だから大きな保険給付費とその他の費用、こういったものを埋めるのにそれだけの国民健康保険税を徴収しなければならないんですが、そのうち国庫支出金の受け入れがありますので、歳出のうちから国庫支出金を除いた残りを基本的に国民健康保険税でもらわないといけない。あるいはそれで足らなかったら一般会計から繰り入れないかと、こういうことになるんでございますが、そういった国民健康保険税の算出に、そ

の足りない分だけを国民健康保険税を賦課して被保険者に払ってもらおうとすると、その足りない分の保険税を決めて、それを収納率で割算して、逆算して、全額入ってくるわけでありませんから、年々収納率も下がってきております。だから、その収納率で逆算して、その逆算したもとの数字を健康保険税として賦課、あるいは調定していくということにしなければならない。そういうふうになっておるんだらうかということをお願いしたいわけでございます。

平成15年と16年を比較しますと、加入世帯数が101世帯増加しております。予算ベースでの国民健康保険税は、平成15年が7億6,255万、平成16年の国民健康保険税の予算が7億7,160万。これを世帯数で割ってみますと、平成15年は15万1,510円、平成16年が15万2,920円と、1世帯当たりの保険税の負担は1,200円ほど下がっております。これは、同一の賦課基準でいきますと、所得が下がっていく、あるいは資産価格が下がったりすると下がっていくんだらうと思いますが、果たしてそれでいいのかどうか。片一方の保険給付がどんどんどんどん増えていくのに、逆に1世帯当たりの負担が減っていく、わずかであるが減っていく。本当は保険給付が増えていくんだから、やはりそれは受益者負担部分が何ぼか増えていってやむを得ないんじゃないか。そういうことをもう少し、もっと緻密にとか、具体的にというか、積み上げて計算していったらなすべきではないか、その辺はどう見ておられるんだらうかなということでございます。

例えば、27ページに国民健康保険税収納状況というのが、平成16年12月現在の収納状況が示されておりますが、そこを覚えてもらいますと、本年度の調定額は、一番下の9億6,194万9,483円でございます。これが、収納率が年々下がっておりまして、平成15年度分の国民健康保険税の収納率は74.2%でございます。これ毎年下がっている。これはなぜ下がっていくかというと、滞納の保険税がどんどん増えていく。それが全体の調定額の中に入っておりますから、滞納の部分は10%かそのぐらいのものしか徴収出来ませんから、全体の中で滞納部分がふえていくということは全体の調定額の収納率は下がってしまうということで、現年度分は同じだけ収納しても全体の収納率は年々下がってきておる。だから、9億6,194万9,000何がしを昨年度の収納率の74.2%で掛けてみますと、7億1,300万しかない。とても7億7,160万円の予算額に足りない。6,000万円ほど足りない。だから、そういったような分析をして検討されているのかどうか。

その健康保険税収納状況のところの現年度分というところを見てもらいますと、予算額は7億2,900万になっておりますが、調定額は7億2,737万9,000円と調定額の方が低い。だから、100%現年分をとっても予算に足りない。こういう予算でどれだけ審議なさって検討なさったんかというようなことを申し上げたい。私、どないせいということは申し上げておりませんよ。そういった応益負担部分はどうするのか、応能負担部分はどうするのか。国民保険税の足りない、本年度も恐らく1億円前後の赤字やないかというふうに見られますが、そういったものを先へ送っていけば送っていくほど赤字が増えて、どっかで埋めるのにどかんと何か手当てせないかん。それでよろしいんでしょうかということであって、保険税で負担する、それから一般会計から繰り入れる、どちらかしないと埋まらないわけで、それをどうするかというような検討をなさるべきなんです。

結局、負担が増えるのは嫌や嫌と誰しもが思うわけですが、一般に言われておりますところの、国、地方を合わせて700兆円余りの借金、それから国民貯蓄が1,400兆円。この1,400兆円と700何兆円かを結局相殺して埋めていかないと、国や地方の借金は減らない。形はどうなるかわかりませんが、経済的な理屈で言うとななる。だから、負担はどんな形であろうが埋めていかなしょうがないと、こういうことになるわけですが、そういったようなのをどうしていくかという議論はすべきである。それは予算の時に十分に審議なさらないと、後ではこんなどないしようもないんでありますから、そういったことを、見て見ぬふりというわけではありませんが、なるだけそういったことを避けて通る。負担が増えるということは言いにくい。そういうことを言うと、何を言うてんねんと言われるのが嫌やということでどうしても避けておられるのかなというふうに思う。

本来、予算は何のためにあるかという、予算というのは、単に数字を持ってきて遊んでいるわけではありません。予算というのは、こういう事業をやりますよ、そのためにこういう資金の調達をするんですよということを示して、そして広く国民、あるいは住民の意見を聞く、そのために予算制度というものはあるわけです。だから、具体的に細かく色んな、明瞭性の原則というのがありますして、国民にわかりやすいように予算というのはしなさいよというふうになっておるわけです。なぜそうするかというと、色んな国民の意見を聞く。そのために予算がある。だから、そういったようなことを議論なされると、世論が喚起されてそういったことにまた意見が出てくるんじゃないか。それを避



けてお通りになると、一つもそういうものは出てこない。それでいいのかどうか。そういったことを私申し上げたいということで、今、どないせいでなしに、そういったようなことで、昨年から収支が不足しておりますよ、どういうふうにお考えですかというようなことを申し上げておるわけでございます。それがそのその他の事項の大部分であります。読むのは省略させていただきます。

その他の事項につきましては、非常に微に入り細にわたり細かい点でありまして、書くほどのことでもなかったんですが、若干書いておきました。お読みいただいたらわかるかと思しますので、もっと色んな細かいことにつきましては、定期監査終了時点で部長さん方におみえいただいたところで意見を申し上げますので、ここでは省略させていただきます。

以上が定期監査結果報告でございます。

それから、引き続きまして財政援助団体の監査結果について少しご報告をさせていただきます。

お手元の財政援助団体等監査結果報告書のとおりでございますが、記載のとおり財政援助団体の監査を実施いたしました。

監査の方法といたしましては、そこに記載してありますとおり、事務局の方で予備調査を2日間ほどかけて監査手続を実施の後に、去る12月24日、商工会事務局の方へ往査いたしまして、記載のと通りの通常の監査手続を実施いたしました。

監査の結果は、2ページ以下でございますが、商工会の運営、管理、それから事務の執行は、監査実施いたしました範囲では適正に執行されているものと認められました。

3ページの運営状況以下であります。そこに書いてありますとおり、斑鳩町商工会は県下12番目の規模であります。会員数が510人ございまして、組織率は、県の補助金を収受するためには、組織率が、要するに町内業者の数に対する会員数でございますが、組織率が60%でなければならないということになっている。わずか60%を超えただけで、非常に低調に推移しているということでございます。

収支の状況については、その記載のとおりございまして、補助金は目的どおりに使用されているということでございます。

4ページから5ページの改善または検討を求めたい事項、それからむすびに関しまして少し補足しておきたいと思いますが、その後ろの方に表がついておると思いますが、9ページ以下表がついておりまして、10ページには業務の推移というところで、会員

数を見てもらいますと、10ページの真ん中のところに会員数。会員数は、ここ3年間で523名、518名、510名と急激に減少してきております。先ほど申しましたように、60%という組織率は今年の場合508名だそうございまして、わずか2名を超えているだけという非常にぎりぎりのところで運営しておられる。そうしたことから、会員数がそれを下回ってはちょっと具合悪い。県の補助も受けられなくなるというようなところから、言い方は悪いんですが、義理で入ってもらっているような会員さん、あるいは名義だけの会員さんだとか、そういったような会員もあるやに見受けられました。活気に非常に乏しい。これで商工業の総合的發展を図る本質的な業務が行えるのかどうかというようなことであります。

それから、会計面でございますが、今の10ページの上の表、9ページから10ページ、10ページの上に実質的な収支の推移というふうで示しておりますが、ここ最近3年間でも、実質的収支というところで、13年、14年、15年でございますが、180万2,000円、85万5,000円、349万2,000円、毎年収支がマイナスでございます。3年間で平均200万円余りの赤字でございます。これはどうしてやっているかという、今までに持っておった預金、積立預金を取り崩して運営しておる。まだ少し、その貸借対照表を見てもらいますと、引当資産のところに特定預金を少しまだ持っておられます。だから、これで数年間は維持していけるだろうと思いますが、この預金がなくなると破綻してしまうのではないかということになります。町内の産業の動向、そういったものを勘案しますと、会員の増強を図るといのはなかなか難しい。そうしますと、収支均衡を図ろうとすると、支出の削減を考えていかな仕方がない。人員をどないかするか何かしないと、やりくりがつかないかもわからない。ただ、今、生駒郡4カ町村で広域の協議会を設置されまして、検討を重ねられておるようございしますので、早急に結論を出されて運営の合理化を図っていかれるべきではないかと思ます。

それから、細かい会計的な内容でございますが、今申し上げましたように、11ページの貸借対照表には、引当資産として、特定事業引当預金、資産維持管理引当預金、退任功労積立引当預金、資産取得引当預金。

それから、同額の引当金が貸方に、真ん中の負債の部のところに引当金勘定、全く同額が上がっております。これは、そういったものにそういった目的でお金を使いたいから持っておこうということで保有されておるんですが、特定事業引当金、何の事業をす

るんか、それはわからない、確定しておらない。本来なら要らないのではないかと思います。

それから、資産維持管理引当金、これは一時千何百万持っておられた。例えば平成11年には1,206万1,677円持っておられるんですが、現在572万1,000円。毎年この預金を取り崩しておられますので減ってきておる。本来、資産維持するために支出するのであれば、取り崩したらそういったものをもう取得出来なくなりますので、取り崩したらいけない。それをどんどん取り崩しておられるということは、こういった引当預金も結局は要らないのではないかというふうになります。

それから、退任功労積立預金であります、職員の退職金は全部外部掛金でカバーされております。退職金の負担はありません。それから、役員さんの退職金も役員共済掛金を外部に支出しておられまして、退職金の財源は内部では要らない。だから、こういった退任功労預金も不用のものであるということになるかと思えます。

それから、会費収入でございますが、12ページの収支状況、あるいは9ページ、10ページ、9ページに収入で会費収入というのが500何万、600万近く上がっておるんですが、会費収入は井勘定でありまして、現金主義で入ってきただけを会費収入に上げるということで、未納の分を、未収の分を管理していくというふうに行われておらないので、発生主義で財源管理していくべきではないかというふうに思われます。

それから、特別会計というのがありまして、そこには出ておらないかと思えますが、特別会計と別途会計というのが別にございまして、特別会計というのは単なる特別会計という名称で、現在86万7,000円剰余金を持っておられますが、ただ単に特別会計と書いてあるだけで何の特別会計か意味がわからない。不用のものではないかと思えます。

それから、別途会計というのがありまして、特定退職金共済会計、奈良県中小企業共済協同組合斑鳩代理所会計、そういった別途会計。何となしに別途会計というようなことを言うと、何か会計用語として裏会計的な印象が浮かぶわけでございまして、用語として適切かどうか。それと、そういった別途会計のうち、すべて年度末には収支ゼロにして一般会計へ戻すというのもあります。そういったものは、特別会計、別途会計している意味があるのかなということで、その辺は見直さなければならないというふうに思われるところでございます。

それから、業務の内容については、先ほど申しましたように、商工会の目的は、商工

業の総合的な発展を図る目的でもって中小企業者の指導に当たると、こういうことになっておるんですが、現実的には記帳代行サービスが主、それからその他に保険関係の代行、共済の受託、こういったものが行われて、特に記帳専任者、記帳専任の職員も置かれているということで、その実態はそういった記帳代行業務にかなり割いておられるんじゃないかと思われま。記帳能力の乏しい零細業者はおられるわけでありまして、記帳サービスは必要かと思われまますが、要するに受託料金が月額4,000円からと、極めて低いということに問題はないであろうか。それがなぜ低くいけるかという、そういった補助金があるから低い料金でそういう記帳代行業務が出来る。記帳能力が身につくまでの短期間そういったものを行うというのは、これはやむを得ないだろうと思いま。しかし、そういったものを恒久化していくということが果たしていいのかどうか。民間でもそういう記帳代行や保険の代行というのは民間業務としてあるわけございま。すから、公費の補助でもってそういった安い値段で済ますというほどの、そういった事業者にずっと恒久的にしていく援助が必要かどうか。それならそれで要るんだということであればそれでいいんでしようけども、どうでしょうということをおつと意見として申し上げておきま。

それから、県の監査というよりもヒアリングというのがあったようございまして、そこでは、会員の高齢化が進んでいる、それをどうするかとか、あるいは職員の資質を向上させなければならぬ、あるいは経営計画の見直しをなささいというようなことを改善事項として県の方が言っておるようございまして、こういったところをどういうふう改善されていくかという、そういった進捗状況を、町の方も事務局と連携しながら進捗状況を把握しておかれることが必要ではないかというふうにおわれま。

以上ございま。監査報告を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） これをもって報告第3号 監査結果報告についてを終わります。

辰巳・木田両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、本日また詳細な報告をいただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、監査結果報告終了後退席を申し出ておられますので、これを許可することにいたしま。

暫時休憩いたしま。

（午前11時9分 休憩）

---

(午前 11 時 9 分 再開)

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

これより、平成 17 年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 本日ここに、平成 17 年第 2 回斑鳩町議会定例会の開会にあたり、平成 17 年度の町政運営に向けての所信の一端と、当面の主要課題につきましての基本的な考えを申し述べ、住民並びに議員皆様のご理解とご協力を賜りたいものと存じます。

新世紀に入り 5 年目を迎えた今日も、世界情勢は、私たちの平和への願いを無視するかのように未だ混乱と緊張のなかにあります。

一方、わが国においては、経済回復の兆しが見られるものの、地域経済に広く波及するまでには至らず、依然として厳しい状況にあり、多くの人々が、自分の健康や老後、家族の健康や生活の問題をはじめ、少子高齢社会の到来に伴う子育てや高齢者介護など、様々な不安を感じておられます。

また、日常の社会生活においては、乳幼児・児童・高齢者等を巻き添えにした事件など、本当に心から怒りを覚え、悲しい出来事が報道されております。

このような「不安の時代」にあって、今、自治体は何を求められているのでしょうか。

私は、このような時代だからこそ、人々の日常生活の営みや生き方を大切にして、「住んでよいまち」「訪れてよいまち」「働いてよいまち」の実現こそが、今、私たち自治体が果たすべき最大の使命であると考えます。

そのためにも、かつてないほど厳しい財政環境のなかで、独自の戦略を描き、自立的・創造的なまちづくりに向けた高い経営能力を身につけていかなければならないものと考えております。

昨年は、斑鳩町が歩むべき道筋を定める重要な年でありました。合併問題をとおして、議員の皆様をはじめ、住民の皆様と、今後の斑鳩のありようについて、真剣な議論が行えたことに感謝を申し上げますとともに、住民投票の結果を真摯に受け止め、先人から享けた愛すべきふるさと「斑鳩」を未来に引き継いでまいる所存であります。

これまでの歩みを顧みますと、長年の課題であった都市基盤整備では、JR 法隆寺駅周辺整備事業に着手するとともに、いかるがパークウェイが、小吉田モデル区間の完成を迎え、これにあわせて、都市計画道路法隆寺線の一部も開通し、また、公共下水道の整備につきましても、本年に供用開始ができるなど、21 世紀にふさわしいまちづくり

が確かな形で、創られつつあります。

また、「世界遺産登録10周年記念事業」「憲法十七条制定1400年事業」などの開催をとおして、斑鳩町の魅力を広く内外に発信するとともに、当町に現存する文化財を後世に引き継ぐため、史跡藤ノ木古墳、史跡中宮寺跡の整備などの文化財の保護にも努めてまいりました。

さらには、身体障害者支援費制度への速やかな対応、地球の温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が深刻化するなか、県下の市町村のなかで最初にISO14001の認証を取得し、公共施設の環境管理に取り組みました。

その結果、環境、福祉、教育、都市基盤整備など各分野にわたり、愛すべきふるさと「斑鳩」をより魅力あるまちとするための諸施策を展開することができ得たものと考えております。

平成17年度予算案の編成にあたりましては、事務事業経費等のさらなる見直しを断行するとともに、基金の活用などにより財源を捻出しなければならない非常に厳しい財政状況ではありますが、子育て、福祉、環境、防災など、住民ニーズの高まりを踏まえ、緊急対応が必要な今日的課題に迅速に対応する施策・事業を中心に、財源を重点的に配分しております。

平成17年度予算案は、一般会計で総額86億3,000万円を計上しております。前年度と比較して、6億1,000万円、6.6%の減額となっております。

また、平成16年度に実施した減税補てん債の借換えを除く実質的な比較では、0.1%、1,190万円の増額となっております。

一般会計、特別会計及び企業会計の7会計を合わせました総予算額は、173億8,883万5,000円となっており、前年度と比較して、3億73万5,000円、1.8%の増額となっております。

今後におきましても、斑鳩町が先人から受け継いだすばらしい自然環境と歴史・文化を生かした個性あるまちづくりを推進し、住民福祉の向上はもとより、世界文化遺産のあるまち「斑鳩」がさらに大きく世界へ羽ばたくため、さまざまな可能性に全力で挑戦してまいります。

そうしたことから、私は、1として、「歴史と文化を大切にし、貴重な遺産の次世代への伝承」、2として、「人にやさしい道づくり・駅づくり」、3として、「人にやさしく、ともに生きる福祉のまちづくり」、4として、「新しい制度への対応」、5とし

て、「持続発展が可能な循環型社会の形成」を、引き続き重点施策として掲げ、私の政策目標であります「人にやさしいまちづくり」を基本理念として、信念と愛情を持ち続けて邁進してまいります。

続きまして、平成17年度予算案の主要施策について、総合計画の基本施策の柱に沿ってその考えを申し上げます。

第1の柱は、ともに生き心ふれあうまちづくりであります。

住民一人ひとりの生き方が尊重され、様々な時代の変化に対応しうる社会を、人とひととのふれあいを大切にしながら、豊かな心のふれあいのあるまちづくりを住民とともにすすめてまいります。

その1は、コミュニティづくりであります。

住民が持てる力を出し合い、助け合いながら、よりよい地域住民の福祉の増進と、地域コミュニティの育成をめざし、自治会組織をはじめ、子ども会、環境保全推進委員、自衛消防団などコミュニティにかかわる組織への支援を図ってまいります。

また、住民がそれぞれ住む地域に愛着を持ち、郷土文化に対する理解を深めるため、子どもから大人、高齢者まで誰もが参加できる住民手づくりの「斑鳩の里ふるさと秋祭り」を積極的に支援するとともに、住民主導型の各種イベントの充実に努め、地域における人々の交流の機会を広げてまいります。

その2は、人権・平和であります。

人権意識の高揚を図るため、「人権教育のための国連10年・斑鳩町行動計画」に基づき、人間としての個々のあり方や生き方を理解し、思いやりのある児童・生徒の育成など、人権問題の理解を深めるための総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んでまいります。

また、非核・平和については、今もなお、世界各地では紛争が絶えず、多くの人々が傷ついています。世界の恒久平和を願う「斑鳩町非核平和宣言」の精神にのっとり、住民の皆様とともに平和への取組みをすすめるとともに、特に次代を担う青少年の教育には、学校教育や地域での活動を通じて本宣言の趣旨を積極的に伝えてまいります。

その3は、男女共同参画社会の推進であります。

男女共同参画社会の推進につきましては、さらにその推進を図るため、平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念として、男女がお互いの人権を尊重しながら、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう、「女と

男が輝く未来計画」をもとに、男女双方の意識改革や男女共同参画に関する教育及び学習機会の拡充、子育て環境の整備、福祉サービスの充実などの取組みを推進してまいります。

新年度におきましては、現行動計画の計画目標年次が平成17年度となっていることから、本年2月に実施いたしました男女共同参画に関する住民意識調査をもとに、新計画の策定を行ってまいります。

その4は、情報化社会への対応であります。

昨年まで、総合行政ネットワークの整備、住民基本台帳ネットワークの二次稼働、公的個人認証サービスの実施等、電子自治体の構築に不可欠な各基盤の整備を進めてまいりました。今後は、それらを活用して、インターネット等を通じての行政サービスの提供、また、従来の業務の電子化による簡素で効率的な行政運営の実現を図り、電子自治体の構築をめざしたいと考えております。

第2の柱は、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりであります。

年齢の違いや障害の有無を問わず、誰もが生涯を通じて安心して暮らすことは、すべての住民の願いであります。これをまちづくりの基本としつつ、少子・高齢化などの社会経済環境の変化を踏まえ、福祉・保健・医療・社会保障などの施策を通じて、すべての住民が健康で生きがいをもって、安心して暮らせるまちづくりをすすめてまいります。

その1は、生涯福祉の充実であります。

はじめに、地域福祉につきましては、すべての人が住み慣れた地域や家庭の中で、ふれあい支えあいながら、その人らしく生活できるよう、住民の地域福祉の推進を図るため、引き続き社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

また、多世代間の交流の場としてご利用していただいております「斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里」につきましては、より一層、利用しやすい施設となるよう、使用料の改定や大広間の増設などを行い、その充実に努めてまいります。

なお、ご心配をおかけしております（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、建設用地の選定につきまして慎重にすすめております。早期建設に向け鋭意努力してまいります。今少し時間をいただきますようお願いいたします。

今後、建設用地の選定などがまとまりましたならば、議会にもご報告申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、高齢者福祉についてであります。



高齢者福祉につきましては、新年度は、平成15年度からの第2期介護保険事業計画・老人保健福祉計画の最終年度にあたり、引き続きこの両計画に基づき、高齢者が自立し充実した生活がおくれるようなまちづくりをめざして施策を展開してまいります。

高齢者の自立した生活の確保や生きがいくりと社会参加を促進することにより、できる限り要介護状態にならないよう、健康で生き生きとした生活をおくり、また、住みなれた家庭や地域で暮らすことができるよう、介護保険サービスの円滑な実施や既存の福祉サービス制度の活用を積極的に図り、生活支援・介護予防、家族介護支援、生きがいくり、社会参加等、高齢者の福祉の充実に努めてまいります。

また、新年度におきましては、総合的な高齢者福祉施策を展開するため、平成18年度以降の第3期介護保険事業計画の策定にあわせ、老人保健福祉計画の見直しにつきましても実施してまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

近年、障害者を取り巻く状況は大きく変化しており、障害のある人も障害のない人も地域社会を構成する一員として、同じように地域で生活する「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立や社会参加を促進し、障害者の主体性や自己決定を尊重した総合的な取組みが求められております。また、精神障害者に対する保健福祉サービスの実施や支援費制度の施行などの新しい動きに対応するため、「斑鳩町障害者計画」の見直しを行ったところであり、進捗状況の管理を行い、施策の推進に努めてまいります。

今後も、障害者福祉施策の大きな変革が見込まれておりますことから、その状況を見据えながら、障害者を含めた全ての人が、住みなれた地域や家庭で安心して、互いに助け合いながら暮らせるまちづくりに向けて、関係機関と連携を図り、よりよいサービスの提供に努めてまいります。

次に、児童福祉についてであります。

現在の急速な少子化に歯止めをかけるため、国を挙げて少子化の流れを変えるための取組みが急がれております。本町といたしましても「斑鳩町次世代育成支援行動計画」を策定し、進捗状況の管理を行い、施策の推進に努め、家庭や地域が子育てに夢を持ち、子どもたちが明るく健やかに育つまちづくりをめざしてまいります。

保育園におきましては、様々な保育ニーズに対応するため、乳児保育・延長保育・一時的保育等の充実を図るとともに、地域での子育て支援事業の充実や、常に利用者の立

場に視点を置きながら、保育園の運営に心がけてまいりたいと考えております。

さらに、放課後児童対策につきましても、親の就労形態の多様化に伴い、受入児童も年々増加している状況となっており、引き続き児童の健全育成に努めているところであります。

また、平成14年度から取り組んでおります子育てサポーターの養成につきましては、これまで47名の方が養成講座を修了されたところであります。

今後におきましては、ひとりで子育てに悩んでおられる保護者の皆様に応援し、地域における子育て支援事業の核として活躍していただけるよう、その活動を支援し、地域での子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、社会保障についてであります。

福祉医療費助成制度につきましては、助成金の支払いを原則として自動償還払いの方法に統一すること、老人医療費助成制度以外の助成制度の対象者に対しても医療費の一部負担を求めることや、老人医療費助成制度では、平成17年8月1日以後に65歳に達する高齢者を助成対象者とはせず、助成制度を段階的に廃止するなど、県の補助制度のあり方が変更されることになりました。

本町におきましては、乳幼児、母子、心身障害者の健康保持の観点から、それらの医療費の一部負担を求めることなく、引き続き全額助成を行っていく考えであります。またあわせて、老人医療費助成制度につきましても、本町財政の状況が許す限り、医療費の助成に努めていきたいと考え、県の補助対象とならない高齢者については、これまで実質的に町が負担していた1割分について、継続して助成していく考えであります。

その2は、健康づくりの推進であります。

はじめに、健康づくりにつきましては、住民が健康で活動的な生活ができるまちづくりをめざし、生活習慣病予防対策の推進に努めてまいります。

本町の健康課題でもある「高血圧・脳卒中」を予防するためには、自らの食生活や運動などの習慣を見直し、自分にあった正しい生活習慣を定着させていくことが重要であります。そこで、よりよい生活習慣を一人ひとりが身につけるために、関係団体や地域の皆様とともに健康づくりを支援してまいります。

また、子どもの虐待が社会問題となっている状況のなか、妊娠・出産時期における不安を軽減し、母親や父親が地域のなかで安心して子育てできる環境づくりをボランティアの皆様とともにすすめてまいります。

さらに、子どもの健やかな成長を育むためには、よりよい食習慣の確立が必要であることから、食に関する正しい知識の普及・啓発を図り、食を通じた健康づくりにも努めてまいります。

次に、保健・医療体制の充実につきましては、住民の健康増進や疾病予防・早期発見のため各種がん検診、基本健康診査、健康教育及び健康相談等の充実に努めてまいりますとともに、住民が健康的な日常生活がおくれるよう、保健活動の拠点としての保健センターの機能充実に努めてまいります。

第3の柱は、文化の香り高く心豊かなまちづくりであります。

住民が心豊かで、いきいきとした日常生活がおくれるよう、多様なニーズに応える学習機会や学習活動の整備を図るとともに、次代を担う子どもたちが、斑鳩を誇りにし、豊かな感性や創造性、思いやりをもって成長できる人づくりをすすめてまいります。

さらには、長い年月をかけ培ってきた歴史・伝統文化は、斑鳩らしさを創出する重要な要素であります。このような歴史・伝統文化を大切に保全・継承するとともに、まちづくりの素材として活用をすすめてまいります。

その1は、生涯学習・スポーツの推進であります。

はじめに、生涯学習の推進についてであります。青少年がかかわる事件や事案が、毎日のように新聞に取り上げられるなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しております。

そうしたことから、地域社会の連帯感また教育力の向上をめざし、家庭教育の充実など様々な機会での活動を展開し、地域社会づくりに向けた生涯学習の推進に努めてまいります。

また、生涯スポーツの振興につきましても、心身ともに健全で人間性豊かな生活を営むためのスポーツ・レクリエーション活動の提供を推進してまいります。

その2は、教育・人づくりの充実であります。

国際化・情報化の一層の進展、少子・高齢化の振興や経済構造の変化など大きな転換期を迎えているなか、いじめや不登校などの問題行動等や青少年犯罪の続発、また、学力低下への懸念や家庭・地域社会の教育力の低下などの教育課題への対応が強く求められております。

このようななか、本町におきましては、今まさに、将来を担う人づくりが最大の課題となっているものと認識しており、その実現のためには、子どもたちが、社会の変化に

対し、生き抜く力を育成することが何よりも重要であると考えております。

学校教育の充実につきましては、子どもたちが学ぶ意欲を持ち、生き生きと学習に取り組む活力のある教育を実現することが重要であります。

そのため、学校と家庭・地域が一体となり「信頼され魅力ある学校づくり」を基本とし、その実現のため「創意に富み、活力ある教育の推進」と「安全で快適な教育環境の整備」をすすめてまいります。

各学校におきましては、学習指導要領のねらいを踏まえ、「生きる力」を育む創意に満ちた教育課程を編成、実施してまいりますとともに、「総合的な学習の時間」を活用し、教科の枠を超えた学習の充実など特色ある教育活動を推進してまいります。

斑鳩町小中一貫教育の取組みにつきましては、平成17年度からの実施に向け、小中一貫をめざす教育の内容と、小中連携と交流のあり方等について、専門部会で審議を重ねてまいりまして、「生き方」の学習、英会話学習、交流学习等を実施し、小学校・中学校の9年間をとおして、子どもたちに「郷土を愛する心を育み、国際化のすすむ社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力」を育成するための教育の充実に取り組んでまいります。

さらに、子どもの安全確保を図るため、斑鳩小学校校舎の耐震診断を実施するとともに、昨年11月に発生した奈良市の小学1年女子児童誘拐殺害事件を受け、保護者らに町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える「子ども安全安心メール」を導入してまいります。

次に、青少年の健全育成につきましては、次代を担う青少年が心身ともに健康で人間性豊かに育つためには、家庭・学校・地域社会等が連携し、各々の教育機能を十分に発揮することが肝要であり、また、人や自然との様々なふれあいをとおして、生命を尊重する心や他人を思いやる心、美しいものに感動する心を培う環境づくりが必要であります。

しかし、近年の青少年を取り巻く社会環境の変化や価値観の多様化は、成長過程における青少年の人格形成に強い影響を及ぼし、さまざまな問題をもたらしております。

家庭では、核家族化・少子化により親の過保護や過干渉、子育てに対する不安感が増大し、青少年が基本的な生活習慣や規範意識を身につけにくくなっており、加えてライフスタイルの変化に伴い家族がともに過ごし、親子で対話する時間が減少するなど家庭での教育のあり方が問われております。

そうしたことから、各学校、幼稚園はもとより、地域の教育力の向上をめざし、地域家庭教育講座等の開催や、青少年が社会に参加できる環境づくりを推進し、より充実した人間関係が作り上げられるような機会を提供してまいりたいと考えております。

その3は、地域文化の保存と創造であります。

はじめに、歴史文化の保全と継承についてであります。

本町に現存する歴史的・文化的遺産の保護は、私たちに課せられた責務の一つであります。

これら遺産を守り伝えていくという意識の醸成を図るため、歴史講演会や学習会などあらゆる機会をとおして、引き続き、その周知、啓発に努めてまいります。

史跡藤ノ木古墳の整備につきましては、保存、活用に向けた墳丘及び石室の整備手法について、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を中心に、現在、検討いたしており、平成19年度で史跡地内の整備完了を目標に努力してまいります。

また、史跡中宮寺跡の整備につきましては、平成15年度から3カ年の計画で史跡地内の公有化を図ることとしており、地権者の皆様のご理解を得るなかで、公有化をすすめているところであります。今後、飛鳥時代創建の貴重な遺跡として、その保存と活用を目的とした史跡公園として整備してまいります。

駒塚古墳につきましては、地域の歴史遺産としての今後の保存と活用を図るため、現在、発掘調査を実施いたしておりまして、今後、調査結果を踏まえまして、整備計画を検討してまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。

いかるがホールにつきましては、開館して7年が経過いたしました。開館以来、多くの皆様方にご利用をいただき、住民の皆様に親しまれる施設として成長してきているものと考えております。

今後とも地域文化の創造と活動の拠点として、その機能を最大限に発揮するとともに、財団法人斑鳩町文化振興財団への支援をとおして、住民ニーズに応じた幅広い事業展開が図れるよう、推進体制の充実に努めてまいります。

第4の柱は、潤いのある魅力的なまちづくりであります。

斑鳩の持つ自然環境や歴史的景観などを保全・活用し、地域特性を生かした個性的で潤いのある、魅力あふれるまちづくりをすすめてまいります。

その1は、市街地・住環境の整備であります。

町営住宅建設事業につきましては、老朽化した町営住宅の建替え等につきまして、「斑鳩町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、国の公営住宅整備補助の活用を予定しながら、施策をすすめてきたところであります。

しかしながら、「三位一体の改革」に係る国庫補助負担金の改革により、公営住宅整備補助が廃止となり、新たに、地域における住宅政策の推進を総合的に支援するための「地域住宅政策交付金制度」が創設されました。そして、この交付金制度を活用するためには、新たに「地域住宅等整備計画」の策定が必要となってまいりました。

そうしたことから、交付金制度の活用ができるよう、その制度の仕組みについて研究を行い、必要ならば「斑鳩町営住宅ストック総合活用計画」等の見直しも行ってまいりたいと考えております。

JR法隆寺駅周辺整備につきましては、昨年6月に大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定及び同橋上駅舎工事協定を締結いたしまして、事業期間を平成18年度までの3カ年として事業を推進しているところであります。

現在実施しております橋上駅舎自由通路の詳細設計作業及び2面2線化への配線変更工事を引き続き新年度にかけて実施してまいり、仮駅舎の設置や既存建物等の撤去後、自由通路の本体工事に着手する予定となっております。

また、懸案でありました踏切拡幅工事につきましては、配線変更工事にあわせて新年度で実施できる見通しとなっており、駅周辺道路の整備につきましても、地権者等にご理解とご協力をいただけるよう調整に努力してまいりたいと考えております。

その2は、道路・交通体系の整備についてであります。

本町の都市骨格の形成やゆとりのある生活環境の創造に向けて重要な要素となる道路体系の整備につきましては、引き続き国道及び県道の整備促進を積極的に図ってまいりますとともに、町道につきましても、安全性や快適性に配慮した、人にやさしい道づくりをすすめてまいります。

はじめに、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。

小吉田モデル区間は供用後1年が経過したところであります。

モデル区間の所期の目的であります住民の皆様に評価をお願いし、今後の整備計画に活かしていこうという取組みにつきましては、その評価方法としての町民アンケートを実施することになっております。本年3月末までにはアンケートの案内を配布できるよう調整をしているところであり、新年度早々にはアンケートのとりまとめを行ってまい

りたいと考えております。

また、モデル区間から西側の竜田川までの稲葉車瀬区間につきましても、現在、用地の取得に努めていただいているところであり、モデル区間から西側への延伸計画についても概ね順調に進展しております。

新年度には、当該区間の用地買収を完了していただけるよう、国との連携を密にし整備促進を図ってまいります。

次に、県道天理斑鳩線の進捗状況についてであります。

現在、県におかれましては、東洋シールから興留交差点の約600メートル区間のうち、農地部分の約200メートルの狭隘部分につきまして、地元自治会長ともご相談されながら事業化に向けた取組みを行われているところであります。

本町といたしましては、県と一層の連携を図り、地元関係者のご理解、ご協力を得るべく事業化に向けて、鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備についてであります。

整備予定区間内の用地の買収ができましたところから、順次、工事を行っておりますが、まだ用地買収に至っていないところにつきましても、引き続きご理解を得られるよう用地交渉を行い、予定区間の早期完成に努力してまいります。

次に、道路整備5カ年計画についてであります。

昨年度から、新たに5カ年計画として定めました11路線の取組みを行っているところであり、住民の皆様の生活道路として位置づけられた重要な道路でありますことから、引き続き計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

その3は、風景・景観の形成であります。

地元の方々の協力を得ながらすすめてまいりましたコスモスによる景観作物の栽培につきましても、情報誌に取り上げられるなど、斑鳩の秋の風物詩として定着してまいりました。そして、多くの皆様に親しまれているところであります。法隆寺・法起寺・法輪寺周辺などの自然環境や田園風景と歴史的景観が一体となった風景を保全するため、引き続き、地元の皆様の協力を得ながら、栽培を奨励し、地域特性を活かした斑鳩らしい風景・景観の創出に努めてまいります。

次に、都市計画道路法隆寺・藤ノ木線の整備についてであります。

電線共同溝整備工事による電線の地中化が完了し、現在、西里地区の街並みと調和した石張りや自然色舗装などによる道路表面の整備に一部着手しているところであります。

新年度におきましては、残りの区間を整備し、法隆寺・藤ノ木線の全線整備を完了してまいります。

第5の柱は、安全で快適なまちづくりであります。

安全で快適な日常生活がおくれるよう、自然環境を保全し、環境への負荷の少ない都市づくりなど環境共生型のまちづくりを住民とともにすすめてまいります。また、災害に強いまちをめざして、住民の防災意識の高揚を図り、地域ぐるみでの自主防災体制の確立をすすめてまいります。

さらには、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして、防犯体制や交通安全対策についても充実を図ってまいります。

その1は、環境保全の推進であります。

本町は、世界に誇るべき有数の歴史的文化遺産や豊かな自然環境に恵まれております。

このような恵まれた環境を守り、次の世代に引き継いでいくことが私たちに課せられた大きな責務であります。

しかし、企業の国境を越えた事業活動や国際的な交通の発達など、近年の経済・社会のグローバル化により、環境問題は地球規模のものとなり、私たちの身近な環境だけで捉えられるものではなくなってまいりました。

本町の恵まれた環境を地球規模の環境劣化の流れから守るために、住民すべてが行動を起こすことが不可欠であります。

このようななか、地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出削減を約束した京都議定書が、採択から7年を経て、本年2月に発効されましたことから、今後は、ますます国、地方公共団体、事業者及び国民がそれぞれのレベルで削減についての積極的かつ継続的な取組みが求められると考えております。

そのためには、現在の環境問題が日常生活そのものに深く結びついていることを今一度認識し、私たち一人ひとりが自らの問題として捉え、生活様式のあり方を見直していく必要があります。

住民の皆様が行動を起こしていただくうえで必要となる「意識・行動を変える」、「取組みを助ける」、「人材・組織を育成する」、そして行政が「率先して取り組む」といったことに引き続き重点をおき、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、相互に連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、環境教室、地球温暖化防止啓発、エコいかるがファミリー、エコいかる



がキッズなどの事業を引き続き実施し、意識や行動を変える機会の提供に努めてまいります。

また、現在は、50名であります環境保全推進委員を、各自治会から1名ずつ選出していただくことにより、自治会や団体の環境保全活動に対します取組みを支援するとともに、人材・組織の育成を図ってまいります。

さらに、行政自らが事業者、住民の模範となるよう、引き続きISO登録団体として環境マネジメントシステムの運用を一層強化し、環境に対しての負荷の少ない業務・事務事業の実施に努めるとともに、本庁舎以外でのISO登録の適用範囲拡大についても研究するなど、地球環境保全に積極的に取り組んでまいります。

次に、ごみ問題についてであります。

本町のごみ排出量は、平成11年度をピークに減少傾向が続いており、ごみ処理有料化導入をとおして、住民の皆様のごみ問題に対します意識は定着したと考えております。

しかしながら、焼却灰を含みます廃棄物の埋立て処分場の残余容量は、全国平均であると十数年といわれており、ますますごみ問題は深刻化してくるだろうと考えております。

本町におきましても、現在の社会経済システムや活発な生産、消費活動から、いずれ、これまでのような大幅な減量傾向は現れにくくなると予測しており、新たな減量化対策が必要不可欠であります。

そのため、リデュース、リユースを実践する必要性について、あらゆる機会を捉えて、その啓発の強化に努めるとともに、すべての廃棄物について、リサイクル方法を研究し、取り入れられるものから、順次、取り入れていくなど、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの実践をとおして、ごみ減量化を図り、「ごみゼロ社会」の実現をめざしてまいります。

また、衛生処理場をはじめとする廃棄物処理施設の必要な改修を行うことにより、施設の延命化を図り、適切な維持管理を行い、良好な稼働環境に努めてまいります。

その2は、防災・防犯であります。

はじめに、防災体制の整備につきましては、災害に備えるまち、安全で安心して暮らせるまちをめざして、災害の未然防止と拡大防止をはじめ、非常備消防、防犯体制の充実等に努めてまいります。

新年度におきましては、第3回生駒郡総合防災訓練を生駒郡4町の合同による実施により、広域的な防災関係機関等との連携体制の確立を図るとともに、昨年引き続き、

災害時における地域での災害応急対策ができるよう、住民主体で実施します実践型の地区別防災訓練も行ってまいります。さらには、自衛消防団の育成のための支援を行うなど、住民の自主防災意識の向上を図ってまいります。

また、昨年、奈良県において作成されました「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」の結果を踏まえ、本町の災害備蓄品の強化・充実を図ってまいります。

次に、懸案となっております三代川及び富雄川改修計画についてであります。

三代川改修計画につきましては、家屋調査の実施及び境界の未確定等による地権者に対する協力依頼が進展せず、県は計画の推進に苦慮されており、現在、問題点の整理と今後のすすめ方について再検討されているところであります。

本町といたしましては、今日的な局地的豪雨への対応もありますことから、引き続き県に対し、早期計画の推進を強く要望してまいります。

また、富雄川河川改修計画につきましては、昨年5月の局地的な豪雨により、一時工事が中止状況となっておりますが、10月から工事が再開されており、平成17年度末にはJR橋梁工事が完成する見込みとなっております。その後は、JR橋梁部分の河川部の工事が引き続き行われる計画となっております。

本町といたしましては、町内区域の早期改修に向けて、県と地元関係者の調整役として、地元水利組合等、関係者の皆様に対する働きかけなどを行い、その進捗を図ってまいります。

次に、防犯体制の整備につきましては、犯罪を未然に防ぐため、行政・住民・関係機関等が一体となった地域防犯意識の高揚をすすめてまいりますとともに、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援を引き続き行うなど、より一層の自主防犯体制の推進にも努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。交通事故から住民の生命を守るため、各関係機関との連携を図り、立哨指導、巡回パトロール、交通安全教室などを通じて、交通安全意識の高揚に努めてまいります。

また、啓発用看板をはじめ防護柵等の設置を行い、交通事故のない安全で安心できるまちづくりをめざしてまいります。

その3は、上・下水道の整備であります。

はじめに、上水道につきましては、より良質で安全な水の安定的な供給が要請されるとともに、地震等に対する安全性の確保や老朽化への対応が求められております。

一方、昨年度の猛暑により給水収益は一時的に増収したものの、社会経済状況から水需要は減少傾向にあり、なお経営状況は厳しい状況が続きますが、健全経営に努めてまいります。

次に、下水道の整備についてであります。

公共下水道につきましては、国民の生命や健康、安全を確保するとともに、居住環境の改善や公衆衛生の向上、良好な水環境の回復保全を図るための国家的事業として位置づけられ、重要な社会基盤施設として国において積極的に財政支援をされ、平成15年度末までの普及率は約67%であります。

本町の公共下水道につきましては、昭和45年当時からの大和川上流流域下水道事業の処理場の位置決定などの経緯がありましたが、今般、関係自治体、住民の皆様のご理解ご協力により、第一浄化センターへ流入できる工事が完成し、ようやく新年度から面的な整備が完了した区域から公共下水道を利用できることとなりました。

平成4年度から一日も早い公共下水道の供用開始を願いつつ、今日まで事業認可区域内の整備を順次行い、平成16年度末では約100ヘクタールの整備ができる予定であります。引き続き事業認可区域内の整備に努めてまいります。

また、公共下水道の整備・維持管理には多額の経費を必要とし、供用開始後の下水道使用料収入は貴重な財源でありますので、公共下水道の普及率向上に努めたいと考えております。

第6の柱は、にぎわいのあるまちづくりであります。

斑鳩固有の自然・歴史・文化資源を最大限に活用しながら、活力あふれるにぎわいのあるまちづくりをすすめてまいります。

その1は、農業の振興であります。

農業を取り巻く環境は、米の需給不均衡に対応する生産調整に伴う稲作収入の減少、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、その先行きは大変厳しく、農村環境の総合的な整備が急がれているところであります。

そのため、引き続き、農業経営の改善をめざし、農道・用排水路・ため池などの土地基盤整備を計画的にすすめてまいります。

その2は、商工業の振興であります。

商工業を取り巻く環境につきましても、経済回復の兆しがみられるものの、消費者の購買意欲の停滞や民間需要の低迷等から、依然として厳しい状況にあります。

そのため、商工業者の債務保証に係る保証料の補給を行ってまいりますほか、商工業の活性化と地域経済の振興を図るため、商工会との連携に努めてまいります。

また、町内各商店におかれましては、産業フェスティバルをはじめ各種イベント等において、物産を出品されるなど販路の開拓に取り組まれているところであります。本町といたしましても、そのような取組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

その3は、観光の振興であります。

観光につきましては、歴史的な観光資源を有効に活用し、法隆寺iセンターを中心に、斑鳩町観光協会とも連携しながら施策の充実を図るとともに、広域的視点にたった情報発信に努めてまいります。

このため、昨年、木造世界遺産を持つ都市が連携して設立しました日本「木造の世界遺産」市町村連絡協議会の活動をとおして、世界文化遺産のあるまち「斑鳩」の魅力を広く国内外に発信するとともに、「外国人旅行者訪日促進戦略」の一環として、国において実施されているビジット・ジャパン・キャンペーンを活用し、県、奈良市とも連携をとりながら、外国語案内によるラッピングバスの運行やバス停留所の整備などを行い、外国人旅行者の積極的な誘致に努めてまいりたいと考えております。

最後に、町政の運営に関する施策につきまして申し上げます。

はじめに、行政改革の推進についてであります。

昨年12月に執行しました7町合併についての意思を問う住民投票の結果により、斑鳩町は単独町制の道を歩み始めております。今後さらに厳しさが増す財政状況のなかでも、安定した住民サービスを将来にわたって継続していくために、第3次斑鳩町行政改革大綱に基づき、行政経営型システムへの転換をめざしてまいりたいと考えております。

特に、財政健全化に向けましては、新たに「財政健全化検討住民会議」を設置し、今後の財政運営の方向性と個別事業のあり方、行政と住民の果たす役割のあり方などにつきまして、外部から広くご意見を伺うこととし、徹底的な取組みを職員一丸となって行ってまいりたいと考えております。

また、町債の資金調達につきましては、住民のまちづくりへの参加意識の高揚を財政面から図るため、また資金調達方法の多様化の観点から、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る資金について、新たにミニ市場公募債の発行を予定しております。

次に、職員の資質の向上についてであります。

国におきましては、地方分権の進展に対応して、公務の能力的かつ適正な運営を確保

するため、地方公務員制度の改革が推進されております。

本町におきましても、今後の国の動向を見据えながら、能力・実績を重視した人事制度の確立と、それを支える公正かつ客観的な評価制度の導入、研修を通じた情報通信技術の活用を図りながら、地方分権を担う意欲と能力のある人材の計画的育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、平成17年度における主要施策の概要につきまして申し上げます。

私は、平成17年度予算案において、「三位一体の改革」の推進や、厳しい経済情勢を背景に、所得の低下や地価の下落に伴い、町政運営の基盤となる町税が構造的に減少していくなど、歳入が減るなかで、目の前の現実と将来への責任に対して適切な財政措置を講ずるといふ難題を解決するために、新年度からは、私をはじめ、助役、収入役、教育長の給料の減額及び一般職の管理職手当の減額など、給与等の抑制を実施することにより、支出の抑制を行い、少しでも現状での歳出の均衡を図ってまいり、行政自らが率先して内部努力を行ってまいりたいと考えております。

今後、厳しさを増すだろうと予想される財政運営につきましても、住民皆様方ともよくご相談を申し上げながら、財政健全化に努めてまいり、また、職員と一体となって知恵をしばってまいりたいと決意を新たにしているところであります。

そして、どこよりも魅力のある、そして暮らし、働くことに誇りの持てるまちにしていくため、まずは、残された任期に全力を尽くす決意であります。

議員各位、住民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）

---

（午後 1時30分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、日程8、議案第2号 斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例について、日程9、議案第3号 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例について、日程10、議案第4号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程11、議案第5号 特別職の職員で常勤のもの

給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程 12、議案第 6 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程 13、議案第 7 号 斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程 14、議案第 8 号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、日程 15、議案第 9 号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程 16、議案第 10 号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程 17、議案第 11 号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程 18、議案第 12 号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程 19、議案第 13 号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、日程 20、議案第 14 号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例について、日程 21、議案第 15 号 平成 16 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8 号）について、日程 22、議案第 16 号 平成 16 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 23、議案第 17 号 平成 16 年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 24、議案第 18 号 平成 16 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程 25、議案第 19 号 平成 16 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、日程 26、議案第 20 号 平成 17 年度斑鳩町一般会計予算について、日程 27、議案第 21 号 平成 17 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 28、議案第 22 号 平成 17 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、日程 29、議案第 23 号 平成 17 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程 30、議案第 24 号 平成 17 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 31、議案第 25 号 平成 17 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 32、議案第 26 号 平成 17 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 33、議案第 27 号 平成 16 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について、日程 34、議案第 28 号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、日程 35、議案第 29 号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合同規約の変更について、日程 36、議案第 30 号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合同規約の変更について、日程 37、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、日程 38、同意第 1 号 斑鳩町監査委員の選任に

ついて同意を求めることについて、日程39、同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）、日程40、同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）、日程41、同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）、日程42、同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）、日程43、同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）、日程44、同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）、日程45、同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）、日程46、報告第4号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程47、報告第5号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第3号）及び平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、以上40議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました40議案の総括提案説明を求めます。小城町長。  
○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、議案第2号 斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例についてであります。

平成16年度に策定いたします斑鳩町次世代育成支援行動計画の進捗状況の評価を行うとともに、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、本計画の円滑な推進を行うため、斑鳩町次世代育成支援地域協議会を設置するものであり、その設置のために本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第3号 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例についてであります。

平成16年度に策定いたします斑鳩町障害者福祉計画の進捗状況の評価を行うとともに、施策の充実や見直しについての協議を行うことにより、本計画の円滑な推進を行うため、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会を設置するものであり、その設置のために本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第4号から議案第7号までの4議案につきましては、施政方針で申し述べました給与等の抑制に関する措置等を内容とする一部改正であります。

はじめに、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先の議案第2号及び議案第3号により、斑鳩町次世代育成支援行動計画策定協議会及び斑鳩町障害者福祉計画検討委員会を廃止し、新たに、斑鳩町次世代育成支援地域協議会及び斑鳩町障害者福祉計画推進協議会を設置することから組織の名称を改正することと、本条例の対象となります特別職の非常勤の職員について、奈良県内の市町村へ出張する場合、その日当を支給しないこととする内容の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

当分の間、町長の給料月額を10%、助役の給料月額を7%、収入役の給料月額5%抑制するとともに、奈良県内の市町村へ出張する場合、その日当を支給しないこととする内容の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

当分の間、教育長の給料月額を5%抑制するとともに、奈良県内の市町村へ出張する場合、その日当を支給しないこととする内容の改正を行うものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例の対象となります一般職の職員について、奈良県内の市町村へ出張をする場合、その日当を支給しないこととする内容の改正を行うものであります。

続きまして、議案第8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

奈良県屋外広告物条例及び奈良県屋外広告物条例施行規則が改正され、許可の有効期間の上限が現行の1年以内を3年以内に延長されることに伴い、当町におきましても、広告物の種類に応じて許可期限を延長するよう斑鳩町奈良県屋外広告物条例施行規則の改正を行ったことにあわせまして、当該許可事務に関する申請手数料の額について改正を行うものであります。

次に、議案第9号から議案第12号までの4議案につきましては、施政方針で申し述べました医療費の助成制度等についての一部改正であります。

はじめに、議案第9号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例は、主として医療費の助成金の支払いを自動償還払いによる方法に統一するた



めに必要な条文の整理を行うほか、本町に住所を有する乳幼児をすべて助成対象とする内容の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第9号と同様、主として自動償還払いによる方法に統一するために必要な条文の整理を行うものであります。

次に、議案第11号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第9号と同様、主として自動償還払いによる方法に統一するために必要な条文の整理を行うほか、助成金額の算出については、助成対象者が負担した額から控除される額を除いた額に、規則で定める割合を乗じることとする内容の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第9号と同様、主として自動償還払いによる方法に統一するために必要な条文の整理を行うほか、他の助成制度等との重複給付を避けるため、対象者に該当する者としての要件の一つとして、65歳未満の年齢要件を設けることとする内容の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

従来から施行されておりました破産法が廃止され、新たに破産法が施行されたことから、本条例における条文の整理のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先の議案と同様、新たに破産法が施行されたことから、本条例における条文の整理のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ94億1,931万3,000円とするものであります。

予算補正の主な内容であります。はじめに、歳入予算の補正の内容についてであり

ます。

第10款地方交付税、第1項地方交付税では、普通交付税の追加交付を受け、810万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第12款分担金及び負担金、第1項分担金では、高安農道等の土地改良事業費の減額に伴い、農林水産業費分担金820万2,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、広域入所に係る園児数の増加に伴い委託料を増額いたしますことから、その国庫負担金が229万9,000円の増となるものの、知的障害者更生施設等支援費の減額に伴う国庫負担金792万2,000円の減及び保険基盤安定負担金の交付決定により644万7,000円の減となり、合わせて民生費国庫負担金1,207万円の減額補正をお願いするものであります。また、第2項国庫補助金では、平成13年度において国の2次補正予算で貸付決定を受けた斑鳩町営目安北団地建設事業に係る特定資金公共投資事業債、いわゆるNTT無利子貸付金について、今回の国の補正予算（第1号）において、その償還時補助金が全額予算措置され、繰上償還が実施されますことから、土木費国庫補助金1億1,865万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金では、第1項県負担金で、民生費国庫負担金と同様の事由により、民生費県負担金603万5,000円の減額補正、また、第2項県補助金では、高安水路整備事業に係る県単独土地改良事業費補助金の追加交付により、農林水産業費県補助金129万円の増額補正をお願いするものであります。

第3項県委託金では、平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙執行経費交付金の決定により、総務費県委託金140万円の減額補正を行うものであります。

第16款財産収入、第1項財産運用収入では、各基金利子の確定により70万6,000円の増額補正を行うものであります。

また、第17款寄附金では、文化振興基金としてご寄附いただきました50万円、若草伽藍跡現地説明会において藤ノ木古墳の整備として募金いただきました2万1,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、第20款諸収入では、第3項受託事業収入で、広域入所に係る受託園児数の増加に伴い、510万5,000円の増額補正を行うものであります。また、第4項雑入で、土地改良施設維持管理適正化事業に係る交付金の減額承認で360万円の減額、及

び市町村振興宝くじ交付金の交付決定により13万2,000円の増額となり、合わせて346万8,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第21款町債では、高安農道等の土地改良事業費の減額に伴い、農林水産業債1,240万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正の内容であります。

第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当組合負担金2,933万2,000円の増額補正と、合併に関する住民投票執行経費の確定により、107万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

また、第5目財産管理費では、財政調整基金等の各基金利子の確定による積立金57万3,000円の増額補正、第6目企画費は、寄附金の受入に伴う文化振興基金積立金50万円の増額補正と、その基金利子の確定による財源振替を行うものであります。

第4項選挙費、第3目参議院議員通常選挙費では、選挙執行経費の確定により、139万1,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、国保財政安定化支援事業繰出金121万6,000円の減額補正、第3目老人福祉費では、老人保健特別会計において医療給付費等が増額となりますことから、老人保健特別会計繰出金531万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

第8目国民健康保険医療助成費では、国庫支出金等の保険基盤安定負担金の交付決定により、1,289万2,000円の減額補正、第11目障害福祉費では、知的障害者更生施設等支援費等が当初見込みを下回る事となった事等から、1,789万2,000円の減額補正を行うものであります。

また、第2項児童福祉費、第3目保育園費では、広域入所に係る園児数が当初見込みを上回りますことから、462万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費では、第2目感染症予防費で、日本脳炎予防接種等の接種者が当初見込みを上回りますことから、51万8,000円の増額補正、第5目老人保健事業費におきましても、基本健康診査等の受診者が当初見込みを上回りますことから、436万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

また、第8目火葬場費では、周辺対策補償金の減により、150万円の減額補正、第2項清掃費、第2目塵芥処理費におきましても、同様の事由により、717万5,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費では、第4目土地改良事業費で、高安農道整備工事費等の減により、2,816万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第6款商工費、第1項商工費では、第6目歴史街道ネットワーク事業費で、斑鳩の里ふるさと秋祭り実行委員会補助金の確定により、175万9,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費では、第4目文化財保存費で、藤ノ木古墳整備基金利子の確定等により、2万6,000円の増額補正を、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、スポーツ振興基金利子の確定により、財源振替を行うものであります。

次に、第11款公債費、第1項公債費では、第1目元金で、歳入予算の中で申し上げましたように、特定資金公共投資事業債の繰上償還が実施されますことから、1億1,865万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正に要する財源として3万8,000円の組替えをお願いするものであります。

また、本補正予算では、諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費の補正として、新たに、未登記道路整備事業で350万2,000円、法隆寺線整備事業で2,290万円、JR法隆寺駅周辺整備事業で2億8,866万円を予算計上させていただいておりますとともに、債務負担行為の補正として、JR法隆寺駅配線変更工事補償金に係る債務負担行為4億4,493万円の追加と、それに伴うJR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金に係る債務負担行為の限度額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第16号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,297万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億3,590万4,000円とするものであります。

その主な補正の内容であります。まず歳入予算の補正では、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目高額療養費共同事業負担金では、国庫負担金額の決定に伴いまして、56万6,000円の増額補正を行うものであります。

第4款県支出金、第1項県負担金、第1目高額療養費共同事業負担金では、県負担金額の決定に伴いまして、56万6,000円の増額補正を行うものであります。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金額及び財政安定化支援事業繰入金額の決定に伴いまして、1,410万8,000円の減額補正を行うものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第5款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費拠出金では、拠出金額の確定に伴い、226万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第9款予備費につきましては、今回の予算補正から生じた不足額1,524万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第17号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,063万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億1万6,000円とするものであります。

その補正予算の内容であります。歳入予算の補正につきましては、老人保健法の規定に基づく支払基金・国・県、市町村の負担割合に応じて、第1款支払基金交付金について4,064万5,000円、第2款国庫支出金について1,973万9,000円、第3款県支出金について493万4,000円、第4款繰入金について531万7,000円の増額補正を行うものであります。

一方、歳出予算の補正につきましては、第1款総務費では、共同電算処理件数の見込みを推計し38万円、第2款医療諸費では、医療費の動向を勘案し決算見込額を推計し7,025万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第18号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億2,278万1,000円とするものであります。

その補正予算の内容であります。歳入予算の補正につきましては、第2款国庫支出金で1,600万円を増額補正し、歳出予算の補正につきましては、第2款公債費で、1,600万円を増額補正するものであります。これは、平成13年度に、国の財源措

置としてN T T無利子貸付金をもって事業を実施いたしておりますが、今回、一括償還することとなり、その財源として国から一括して補助金を受入れすることとし、1,600万円の歳入歳出の増額補正をお願いするものであります。

また、公共第1号 龍田北汚水幹線1工区について、年度内に工事の完了が見込めないため、やむを得ず工期を延長することとなり、予算について繰越明許の補正をお願いするものであります。

また、国の経済対策により、平成17年度に執行する事業を前倒し発注し、執行するため、工事請負費について9,600万円の債務負担行為の補正をお願いするものであります。

次に、議案第19号 平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。

水道施設整備事業資金貸付金の繰上償還に伴い、資本的収入及び支出の部の収入で、第1款資本的収入 第1項補助金 第1目国庫補助金で33万4,000円の増額補正と、支出で第1款資本的支出 第2項企業債償還金で33万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第20号 平成17年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

平成17年度一般会計予算は、総額86億3,000万円を計上しております。前年度と比較して、6億1,000万円、6.6%の減額であります。

また、平成16年度に実施した減税補てん債の借換えを除きます実質的な比較では、1,190万円、0.1%の増額となっております。

それでは、平成17年度一般会計予算案の内容につきまして、歳入予算からご説明申し上げます。

はじめに、町財政の基盤となる町税は、27億4,760万円を計上しております。前年度と比較して、1,070万円の増額となっております。

これは、地価の下落に伴って、固定資産税で2,560万円、2.2%、都市計画税で640万円、4.8%の減収が見込まれるものの、町民税では、所得の低下を見込んでおりますが、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止等の税制改正により、3,210万円、2.7%の増収、また、たばこ税では900万円、4.9%の増収となる見込みからであります。

次に、地方交付税をはじめとする各交付金、地方譲与税につきましては、地方財政計

画をもとに積算を行い、それぞれ見込額を計上しております。

地方交付税については、国において地方交付税の総額は確保されたものの、基準財政需要額の事業費補正分等の減により、普通交付税で、平成16年度交付決定額と比較して、7,100万6,000円、3.5%の減となっております。

また、地方譲与税では、国庫補助負担金改革に伴い、税源移譲すべきものとして精査された額を所得譲与税として、地方に税源移譲されますことから、前年度と比較して、5,270万円、42.1%の増額となっております。

次に、国・県支出金につきましては、実施してまいります事業の財源を確認するため、それぞれの補助制度を精査しながら、その見込額を計上しております。

国庫支出金では、国庫補助負担金改革として、養護老人ホーム等保護費負担金、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金のうち、準要保護に対するもの等が一般財源化されるものの、JR法隆寺駅周辺整備事業に係る国庫支出金が増となりますことから、前年度と比較して、1億9,842万2,000円、55.2%の増となっております。

また、繰入金につきましては、3億6,410万6,000円を計上しております。

本町の課題であります都市基盤整備の着実な推進を図るため、公共施設整備基金で1億8,000万円、都市計画事業整備基金で1億7,900万円の取崩しを行うことで計上しております。

次に、町債につきましては、11億8,840万円を計上しております。

JR法隆寺駅周辺整備事業をはじめとする建設事業費に係る財源確保を図るとともに、厳しい財政環境を背景に、引き続き、地方一般財源の不足に対処するため発行される臨時財政対策債の活用を行ってまいります。

最後に、「三位一体の改革」についてであります。

改革の初年度である平成16年度においては、突如として地方交付税が大幅に削減されるなど、地方財政に多大な影響を及ぼしたところでありますが、地方の強い要請を受け、昨年11月にその全体像が示されました。

その内容は、国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等を行う。税源移譲は、平成16年度に所得譲与税及び財源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模をめざす。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割について、これまでの所得に応じて税率が定められている累進的な課税ではなく、税率を

フラット化することを基本として実施する。地方交付税については、平成17年度及び平成18年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を遵守することとして、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保すると決定されたところであります。

しかしながら、地方の自由度を増し、裁量権を拡大するという観点からは不十分であり、問題先送りの感も否めません。

今後の検討に委ねられている点については、引き続き国と地方の協議を行い、真の三位一体の改革の実現に向けすすめていただくよう求めてまいりたいと考えております。

以上、歳入予算の主な内容についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算の内容につきまして、各款ごとに、できるだけ先ほどの施政方針と重複しないよう、順次、ご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、1億1,575万3,000円を計上しております。前年度と比較して、11万5,000円の増額となっております。

議員の皆様には、斑鳩町の発展のために、多岐にわたり活発な議会活動を行っていただいていることに対しまして、改めて心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、総務費につきましては、8億7,820万9,000円を計上しております。前年度と比較して、5,185万円の減額となっております。

はじめに、人材の育成についてであります。

職員研修につきましては、地方分権への対応、行財政改革の推進など、行政を取り巻く環境が厳しくなるなか、昨年4月に策定を行いました斑鳩町職員人材育成基本方針に基づき、職員の事故啓発による能力開発の推進はもとより、職員の行政経営能力の向上と創造性を大切にした組織風土の醸成を図ってまいります。新時代に対応した人材の育成に努め、職員のより一層の資質向上を図り、高度化、多様化する住民ニーズに応えてまいりたいと考えており、その所要額を計上しております。

次に、コミュニティバスの運行につきましては、新年度におきましても住民の公共施設利用における利便性を高めるとともに、日常生活上の身近な交通機関として利用していただくため、引き続き運行してまいります。

次に、文化・芸術の振興につきましては、庶民文化の代表である上方演芸に身近にふれる機会を提供し、「笑い」とおして人やまちを元気にし、地域活力の活性化を図る



ため、新たに宝くじ文化公演を開催するとともに、文化芸術活動の推進と、これらにふれる機会の創出に取り組んでいる斑鳩町文化振興財団を引き続き、財政面から支援し、地域に根ざした文化・芸術の振興をめざしてまいります。

また、住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、引き続き、さまざまな行政課題についての住民の自主的な活動を支援する「出前講座」を行ってまいりますとともに、住民に行政への関心や理解を深めてもらえるよう、行政運営の計画や方針、各種行政サービスなどの行政情報を広報紙や町ホームページなどを通じて積極的に提供してまいります。

次に、男女共同参画社会の推進として、平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念とし、新行動計画を策定するとともに、女性総合相談、男女共同参画社会づくりセミナー、女性のエンパワーメント活動支援を引き続き行ってまいります。

次に、行財政改革についてであります。昨年、第3次斑鳩町行政改革大綱に基づく実施計画を策定し、その中で掲げた全152項目の取組みを推進しているところであります。

新年度につきましては、これまでの進捗状況をとりとめて、住民の皆様に公表したいと考えております。また、斑鳩町土地開発公社の経営の健全化を促進するため、公社保有地で処分困難な土地につきまして、公社から町へと計画的に買取りをすすめてまいります。

次に、情報化への対応についてであります。

奈良県内の公共機関を高速で大容量の情報通信網で結ぶ「大和路情報ハイウェイ」への接続を予定しております。この情報通信基盤を活用して、今後、自治体同士の行政手続きの高速化、情報交換の活発化が進み、また、業務の広域連携・協力もすすめられるものと考えております。

その中で、住民の皆様が家にいながらにしてインターネットを通じて、市町村への申請・届出等の手続きができる「汎用受付システム」の開発・運営を、県及び県内市町村共同で行う5カ年の計画があり、その初年度の負担金を計上しております。

次に、選挙関係についてであります。選挙管理委員会の運営に係ります経費の計上のほか、平成17年度は7月頃に農業委員会委員選挙の執行が予定されており、また、10月頃には町長選挙も執行予定でありますことから、その所要額を計上しております。

次に、民生費につきましては、17億709万5,000円を計上しております。前年度と比較して、4,728万円の増額となっております。

はじめに、高齢者福祉につきましては、高齢者の方ができる限り要介護状態に陥ることなく、住みなれた地域や家庭で暮らすことができるよう、引き続き既存の福祉サービス制度の活用を積極的に図るとともに、その利用促進に努めてまいります。

また、現在、国において改正が検討されております介護保険制度が、平成18年度からスタートすることになりますことから、現行の介護保険や高齢者福祉サービス等に変更が生じることとなり、新たな制度やサービス内容の検討を行うとともに、新しい介護保険制度の啓発を行うことといたしております。

また、敬老会記念品についてであります。昨年度までは、斑鳩町商業協同組合の商品券を贈呈しておりましたが、新年度からは、ふれあい交流センターいきいきの里の無料入浴券に変更いたしまして、高齢者の皆様の社会参加と生きがいづくりに役立てていただきたいと考えております。

次に、障害者福祉についてであります。

支援費制度の施行より約2年が経過し、サービス利用者も前年に比べて増えており、制度が定着しているものと考えております。

今後も住み慣れた地域で、安心で、快適な生活が実現できるよう、関係機関と連携を図りながら、利用者への情報提供や相談体制等の充実、サービス提供に努め、障害のある人もない人も、ともに生きるまちづくりをすすめてまいります。

次に、児童福祉についてであります。

子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、延長保育・一時的保育等の特別保育を取り入れ、仕事と子育ての両立を支援するとともに、園庭開放や家庭支援講座等をとおして、地域での子育て支援事業の充実にも努めてまいります。

また、児童手当の支給につきましては、昨年度より支給対象年齢が従来の就学前から小学校第3学年修了までに拡大されたことに伴い、対象児童も増加しておりますことから、児童を養育している家庭の生活への寄与、児童の健全育成と資質の向上のため、引き続き制度の運営に努めてまいります。

また、(仮称)総合福祉会館の整備につきましては、施政方針の中で申し述べさせていただいたとおりであります。事業着手の目途が立ち次第、早急に対処できるよう、

平成16年度予算へ明許繰越しておりました実施設計等の予算について、平成17年度予算へ事故繰越し措置をとらせていただくとともに、用地買収経費につきましては、土地開発公社での予算措置をさせていただいております。

次に、衛生費につきましては、9億2,332万3,000円を計上しております。前年度と比較して、1億2,778万1,000円の減額となっております。

はじめに、健康づくりの推進についてであります。

感染症の予防対策として、子どもの健康管理におきましては、感染症の蔓延及び罹患後の重症化を予防するため、保護者の皆様に予防接種の必要性を理解していただき、積極的に接種していただけるよう啓発してまいりますとともに、高齢者の方が安心してインフルエンザ予防接種を受けられるよう支援し、肺炎等の合併症やインフルエンザの重症化及び蔓延予防にも努めてまいります。

また、母子保健対策として、妊娠から出産・育児と一連のなかで安全に出産が迎えられ安心して育児ができるよう、新生児訪問、乳児・幼児健診、相談事業、子育て教室などをおして、相談しやすい環境を地域ぐるみで整えるとともに、乳幼児虐待の早期発見や防止にも努めてまいります。また、乳児の3・4か月、9・10か月の健診を集団健診から医療機関での個別健診に移行し実施してまいります。

さらに、子どもの健やかな成長を育むためには、食べることの大切さの理解を深め、健康や栄養に関する正しい知識を身につけることが重要であり、特に乳幼児期の「食育」は、心身の健やかな発達や豊かな人間性を育て、生涯にわたる健康づくりの基礎となりますことから、栄養士・保健師等が乳幼児健診や保育園、幼稚園に出向き、保護者の皆様に食の大切さと「楽しい食卓をかこむ」工夫ができるよう支援してまいります。

また、健康増進対策として、引き続き、基本健康診査や各種がん検診を充実させ、乳がんにおいては、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）を導入し、疾病の早期発見に努めるとともに、住民の健康管理に努めてまいります。

また、住民一人ひとりが健康づくりに対する意思や意欲を高め、自らが健康的な生活習慣を定着することができるよう支援してまいります。

さらに「健康はつくるもの」という視点に立った、一次予防に重点をおいた保健事業にも取り組んでまいります。

次に、環境対策についてであります。

20世紀の飛躍的な近代化とそれに伴う公害とのたたかいを経験した私たちは、今、

地球規模の環境破壊という新たな問題に直面しております。局地的な豪雨や記録的な猛暑など、地球温暖化の影響による異常気象も次々と私たちの目の前にその姿を現すようになってまいりました。

私たちの生活と密接な関係にある地球環境問題を解決するには、国レベルの取組みだけでなく、地域レベルでの取組みが欠かせません。

そのため、省エネルギー、省資源化をテーマにした環境教室、ケナフ栽培を通じての啓発事業を実施し、地球温暖化についての正しい認識をもっていただき、そのうえで緩和や防止をするための生活様式のあり方について考え、行動をしていただく機会を提供してまいります。

また、これからの環境問題は、問題が起こってしまったからの対処療法だけでなく、根本的な社会の仕組みからの問題を解決する必要があります。

I S O 1 4 0 0 1 環境マネジメントシステムは、まさしくこれまでの対処療法的な取組みから、出来事が起きているパターンや出来事を引き起こしている構造を理解することで根本的な対処が行えるシステムであります。今後は、さらに環境マネジメントシステムの運用を強化し、環境にやさしい業務・事務事業を実施していくとともに、平成18年2月にはI S O登録期間が満了となりますことから、更新審査を受審してまいりたいと考えております。

また、I S Oの考え方は、家庭や地域、学校などでも応用が可能であり、環境に配慮した生活を心がけていただくため、引き続き「エコいかるがファミリー」「エコいかるがキッズ」などにも取り組んでまいります。

ごみ処理につきましては、住民の皆様のご理解とご協力によりまして、順調にごみ減量化・再資源化が進んでおります。

しかしながら、現在の経済社会システム、大量生産、消費活動の現状を考えると、今後は、いかに廃棄物として処理するのかではなく、資源として再生していくかが大きな課題であり、引き続きあらゆる廃棄物のリサイクル方法の研究をすすめてまいります。

また、家庭生ごみ堆肥化や資源物集団回収に対します奨励事業の実施や自ら排出したごみがどのように処理されるのかを追跡するごみのゆくえ探検ツアーを実施し、リデュース・リユース・リサイクルの3R実践の啓発に努めてまいります。

さらには、資源物集団回収事業の実施が困難な自治会を対象にいたしまして、町における古紙類の回収を試行的に実施し、今後の資源物回収を計画するうえでの参考にして

まいりたいと考えております。

なお、衛生処理場及び鳩水園等の各施設につきましては、周辺の皆様のご理解とご協力を得ながら、周辺環境に十分配慮して適正な管理を行うための必要な補修費等を計上し、安全運転に万全を期したいと考えております。

次に、農林水産業費につきましては、1億3,644万2,000円を計上しております。前年度と比較して、2,272万1,000円の減額となっております。

農業の振興についてであります。農業者・商工業者と地域住民との交流の場として実施しております産業フェスティバルの運営経費の補助と、農業の振興を図るため農業者団体への助成に要します経費を計上しております。

また、安定的な農業経営の育成に向けて、農道や水路等の農業生産基盤の整備・改善を図るとともに、県営事業である天満池の改修や土地改良施設維持管理適正化事業としての守谷池の整備につきましても、引き続き取り組んでまいります。

さらには、米の生産調整と転作が一体となった取組みを図るため、生産調整を実施された農家に幅広い助成を行ってまいります。

次に、商工費につきましては、1億576万9,000円を計上しております。前年度と比較して、3,802万7,000円の減額となっております。

商工業の振興につきましては、景気の長期低迷のなか、中小企業者の成長発展及び振興に資するため、町内商工業者の債務保証に係る保証料を補給するとともに、商工振興及び商工業者の経営安定事業をすすめる商工会への補助金を計上しております。

次に、観光の振興につきましては、法隆寺iセンターを拠点として観光情報の提供とPRを行い、引き続き国や県・奈良市と連携を図りながら、町を訪れる観光客が散策しやすいルートを確保してまいりますとともに、新たな施策の取組みとして、ビジット・ジャンパン・キャンペーンを活用した外国人旅行者の積極的な誘致を図ってまいります。

また、伝統地域文化の継承と観光客の誘致イベントとして開催しております「太子ロマン斑鳩の里 観月祭」の開催経費、斑鳩の伝統的な祭りを母体とし、住民参加によるふれあいを目的として開催される「斑鳩の里ふるさと秋祭り」への運営費の補助に要します経費を計上しております。

次に、土木費につきましては、18億6,618万9,000円を計上しております。前年度と比較して、8,323万9,000円の増額となっております。

はじめに、生活道路の整備につきましては、道路整備5カ年計画を柱とし、住民の皆

様の重要な生活道路の新設、道路改良等整備をすすめてまいります。

また、道路維持や交通安全施設整備につきましても、地域要望に応えるべく、その所要額を計上しております。

都市計画道路の整備についてであります。

いかるがパークウェイについての事業の進捗及び今後の取組みにつきましては、施政方針で申し述べたとおりであります。また、事業の整備促進に要します経費を計上しております。

また、都市計画道路法隆寺線につきましては、整備予定区間の早期の供用に向けて、用地費、工事費等の所要額を計上しております。またあわせて事業の円滑な進捗がはかれますよう、本町土地開発公社におきましても用地の先行取得費を計上しております。

次に、景観保全の対策についてであります。

事業の最終年度となっております法隆寺・藤ノ木線の整備につきましては、残区間約80メートルの道路表面工事に係る経費を計上しております。また、斑鳩らしい風景、景観の残る三塔周辺地域におきましては、景観形成作物であるコスモス栽培の推進を図るため、栽培委託料等の経費を計上しております。

次に、JR法隆寺駅周辺整備についてであります。

施政方針で申し述べたとおり、新年度は自由通路の本体工事に着手することとなり、自由通路工事協定に基づく事業費について委託料として計上しております。また、2面2線化への配線変更工事、仮駅舎設置等に要する事業費について駅舎橋上化工事協定に基づき、負担金及び補償金として計上しております。なお、これにつきましては、債務負担行為を橋上化工事負担金に係る分として措置しているところではありますが、配線変更工事（2面2線化工事）に係る事業費については、補償金として明確にして予算処理する必要が生じたことから、この債務負担行為につきまして、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金の限度額の変更及びJR法隆寺駅配線変更工事補償金として追加する平成16年度一般会計補正予算（第8号）を上程しているところでもありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

その他、駅周辺道路整備に必要な用地費、調査委託料等も計上し、あわせて事業の円滑な進捗が図れますよう、本町土地開発公社におきましても用地の先行取得費を計上しております。

次に、消防費につきましては、3億2,759万円を計上しております。前年度と比

較して、674万4,000円の増額となっております。

西和7町で構成し、運営しております西和消防組合に係ります本町負担金を計上しております。

また、住民の生命財産を守る町消防団の運営に係ります経費をはじめ、地域において活動をしていただいております自衛消防団への支援のための補助金等を計上しております。

消防施設の維持管理に係ります経費の計上のほか、消防施設の整備を行う自治会に対します補助金を計上し、町内の消防施設の強化・充実に努めてまいります。

さらに、災害対策として、災害備蓄品の購入と、平成14年度から実施しております地域密着型の地区別防災訓練に係ります経費を計上し、防災意識の高揚を図るとともに災害時の備えの強化・充実に努めてまいります。

次に、教育費につきましては、11億4,769万1,000円を計上しております。前年度と比較して、1億3,567万1,000円の増額となっております。

はじめに、学校教育についてであります。

斑鳩町小中一貫教育の取組みにつきましては、平成17年度からの実施に向け、小中一貫をめざす教育の内容と、小中連携と交流のあり方等について、専門部会で審議を重ねてまいりました。

小中一貫教育をめざす学習では、聖徳太子の和の精神をはじめ、斑鳩の歴史や先人に学ぶなかで「生き方」「道徳」の学習と、英会話学習、交流学习を柱としております。

「生き方」「道徳」の学習では、斑鳩町民憲章の精神を基本とした学習を、小学1年生から中学3年生までの全児童生徒が9年間一貫した教育内容で実施することとしております。また、「英会話学習」においては、小学4年生から中学3年生までの6年間、英会話の実践力を身につけるための学習計画を策定し、実施する予定であります。

一方、小中連携と交流のあり方については、平成16年度、既に、小学6年生を対象に中学校で実施する「新入生体験入学」で模擬授業を取り入れており、新入生たちが中学校に対して漠然と抱えている不安を払拭し、入学を心待ちにするといった感想が寄せられており、成果を上げています。今後も、小学生と中学生が交流を深め、ともに学ぶ機会を設け、小学校から中学校への環境の変化に子どもたちがスムーズに対応し、良好な人間関係を築くことができるように取り組んでまいります。

このように、小学校・中学校の9年間をとおして、子どもたちに「郷土を愛する心を

育み、国際化の進む社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力」を育成するための教育の充実に取り組んでまいります。

心身に障害のある子どもの教育につきましては、町費講師の活用により、一人ひとりの障害の状況に応じた教育活動を展開するとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流や共同学習を積極的に推進し、相互理解を促進してまいります。

また、不登校や問題行動への対策につきましては、教職員と子どもたちとの人間的なふれあいを深め、早期発見、早期指導に努める一方、スクールカウンセラーや心の教室相談員等と連携し、相談や指導の充実に努めてまいります。

さらに、子どもの安全確保を図るため、昨年11月に発生した奈良市の小学1年女子児童誘拐殺害事件を受け、保護者らに町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える「子ども安全安心メール」を導入してまいります。

小・中学校への新規格の机・いすの導入につきましては、前年度より年次計画を立て、小学校では6年生から、中学校では3年生から、順次、新しいJIS規格に対応した机・いすに更新することとし、それに要します予算を計上しております。

学校施設の整備・維持管理につきましては、斑鳩小学校北館の耐震補強実施設計、中館の2次耐震診断や放送設備の改修等を実施するとともに、各小・中学校の維持補修につきましても、必要に応じて実施し、人にやさしい安全な教育環境づくりに努めてまいります。

また、「総合的な学習の時間」や「少人数授業」による基礎・基本の徹底により、学習指導要領のめざす「生きる力」を育成することを前年度に引き続き実施してまいります。

小・中学校図書の整備につきましては、調べ学習をはじめとした、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動・読書活動が行えるよう、引き続き蔵書の充実に努めるため、その所要額を計上いたしますとともに、日本の文化や伝統に親しむ学習をとおして、一人ひとりの個性や自主性・創造性を高める教育を推進するため、小学校での日本伝統文化の学習を新年度も実施してまいります。

幼児教育につきましても、その充実に努めておりますが、新年度では、特に配慮が必要な幼児が入園している幼稚園に対しまして、補充教員を配置してまいります。

次に、生涯学習についてであります。

少子・高齢化が進むなか、青少年がかかわる事件が社会問題となっておりますが、子



どもたちを取り巻く環境が著しく悪化してきているなか、地域社会の連帯感また教育力の向上をめざし、家庭教育の充実など、さまざまな機会での活動を展開し、地域社会づくりに向けた生涯学習の推進に努めてまいります。

次に、文化財の保存についてであります。まず史跡藤ノ木古墳の整備につきましては、平成19年度には史跡地内の整備を完了することを目標に、墳丘や石室の整備について検討を行ってまいります。新年度では、引き続き石室の動態調査を実施してまいりますとともに、保存と公開に向けた整備基本設計書の策定作業をすすめてまいります。

また、史跡中宮寺跡の整備につきましても、平成15年度から3カ年で公有化を図っているところでありますが、最終年度も引き続き事業の進捗を図るため、その所要額を計上しております。

駒塚古墳につきましては、地域の歴史遺産として保存と活用を図るため、発掘調査を実施いたしました。今後、関係機関と整備についての協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、図書館の運営についてであります。

全国142町村の中で、貸出冊数など常に実績上位にあります当館であります。今後とも図書資料の充実を図り、その機能の向上を図ってまいりたいと考えております。また、斑鳩町子ども読書活動推進計画に基づき、学校との連携を図りながら、子どもたちに良い読書習慣と環境を提供するための、読書活動の推進に努めてまいります。

社会体育につきましては、体育施設・設備を安全に利用していただけますよう、適正な維持管理に努めますとともに、各種スポーツ大会の実施をはじめ、誰もが楽しみながら体力づくりや健康づくりができるスポーツ教室の開催やスポーツクラブの支援を行ってまいります。

次に、災害復旧費につきましては、280万6,000円を計上しております。前年度と比較して、280万円の増額となっております。

災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、各費目において各目予算を計上しておりますとともに、昨年10月20日に来襲した台風23号により発生しました青少年野外活動センター進入路の災害復旧工事費を計上しております。

最後に、公債費につきましては、13億7,913万3,000円を計上しております。前年度と比較して、6億5,547万円の減額となっております。

前年度に実施いたしました減税補てん債6億2,190万円の借換えを除く元利償還

金は、前年度と比較して、3,608万円の減となっております。

次に、議案第21号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ25億6,300万円で、前年度と比較して3億8,120万円、17.5%の増となっております。

保険給付費が年々増加していること、介護保険制度の普及から介護保険納付金が年々増額されていることが主な理由であります。

国民健康保険制度は、国民皆保険のなかで、地域医療や住民の健康の保持・増進に大きく貢献してきたところでありますが、急速な高齢化の進展に伴い、医療費の伸びが著しいことから、国民健康保険の事業運営は年々厳しいものとなっております。

はじめに、歳入予算についてであります。

国民健康保険税は、8億5,365万円を計上しております。被保険者の増加等により、前年度と比較して、8,205万円の増額となっております。

国庫支出金では、7億5,936万4,000円を計上しております。「三位一体の改革」に伴い、保険給付に係る療養給付費負担金等の国庫負担の一部が都道府県に税源移譲され、その影響額が減となるものの、保険給付や介護納付に係る費用が増加しますことから、前年度と比較して、6,976万9,000円の増額となっております。

また、退職被保険者等の保険給付に交付される療養給付費等交付金は、6億676万5,000円を計上しております。前年度と比較して、1億892万円の増額となっております。

県支出金では、1億112万2,000円を計上しております。「三位一体の改革」に伴い、保険給付に係る療養給付費負担金等の国庫負担の一部が都道府県に税源移譲されること、保険給付や介護納付に係る費用が増加しますことから、前年度と比較して、8,518万7,000円の増額となっております。

最後に、繰入金は、一般会計からの繰入金1億8,918万4,000円を計上しております。前年度と比較して、342万8,000円の増額となっております。

一方、歳出では、予算総額の過半を占める保険給付費についてであります。前年度と比較して、3億7,249万6,000円、26.1%増の18億26万6,000円を計上しております。

次に、議案第22号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。

予算総額は歳入歳出それぞれ19億6,714万円で、前年度と比較して、6,068万円、3.2%の増となっております。

本特別会計は、支払基金・国・県・町それぞれの負担割合に応じた交付金等を歳入財源として運営いたしております。平成14年10月の健康保険法等の改正により、町の公費負担割合が20分の1から12分の1に5年間で段階的に引き上げられることから、一般会計の繰入額は、前年度と比較して、1,727万2,000円、13.6%増の1億4,425万7,000円を計上しております。

また、歳出では、予算総額の過半を占める医療諸費についてであります。前年度と比較して6,024万5,000円、3.2%増の19億5,678万7,000円を計上しております。平成14年10月の制度改正により、老人保健受給者が減少しているなか、前年度と比較して増加しておりますのは、入院の医療費等が増加していることが主な要因であります。

次に、議案第23号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ432万5,000円を計上しております。前年度と比較して、17万5,000円、3.9%の減となっております。

歳入予算につきましては、前年度からの繰越金が主なものであります。

歳出予算では、当該財産区の維持管理に必要な経費として22万5,000円を計上しております。また、経費を差引きました残額410万円を予備費に計上しております。

次に、議案第24号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ17億2,800万円を計上しております。前年度と比較して、3億2,210万円、22.9%の増となっております。

公共下水道につきましては、施政方針で申し述べさせていただきましたが、新年度より整備済区域で利用できることとなりました。今後も引き続き事業認可区域内の整備をすすめるため、新年度におきましても、積極的な予算を計上しております。

まず、歳入では、公共下水道の利用に伴い、加入分担金で300戸分、3,000万円、下水道使用料で567万円を計上、国庫補助金は5億250万円を計上し、前年度と比較して、9,450万円、23.2%の増、一般会計繰入金は、前年度より845万3,000円、2.4%減の3億4,021万2,000円、町債は、2億430万

円、32.9%増の8億2,590万円を計上しております。

一方、歳出では、公共下水道事業費で12億9,225万7,000円を計上し、前年度と比較して、3億3,917万6,000円、35.6%の増となっております。

事業といたしましては、幹線管渠の整備と並行して面的整備をすすめていく計画で、幹線管渠延長約1,000メートル、面的整備約12ヘクタールを実施し、平成17年度末で約112ヘクタール、管渠延長で約33キロメートルの整備を完了したいと考えております。

また、公共下水道の利用に合わせ、不用となった浄化槽を雨水貯留施設として転用していただくための支援として、浄化槽雨水貯留施設転用に係る補助金を計上しております。

次に、流域下水道事業市町村負担金は1億4,198万1,000円を計上し、前年度と比較して、2,410万1,000円、14.5%の減となっております。

これは、流域幹線管渠の工事及び中継ポンプ場建設工事も終息を迎え、流域下水道センターの処理場施設拡張工事が主な事業となっております。

次に、議案第25号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

介護保険給付の円滑な実施に資するため、本特別会計の歳入歳出予算はそれぞれ12億2,400万円を計上しております。

介護保険の給付につきましては、今年度までの実績と介護保険事業計画をもとに、居宅サービス、施設サービス、サービス計画等の費用として11億7,050万2,000円を計上しております。介護サービスが必要となれば、介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、サービスの安定的な供給や、その質的向上等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、保険給付が年々増加傾向にあります。現状積立している介護給付費準備基金の一部を取り崩すことにより、保険料を値上げすることなく、これまでどおり基準額を月額3,084円、年額3万7,000円としており、歳入予算額として2億1,167万9,000円を計上しております。その他保険給付に係る歳入として、国庫負担金を2億3,410万円、県負担金を1億4,631万3,000円、支払基金交付金を3億7,456万円、調整交付金を3,851万円計上しております。一般会計繰入金としましては、1億9,782万2,000円を計上しており、内訳は介護給付費繰入

金として1億4,631万3,000円、職員給与や事務費等に係る繰入金として5,150万9,000円となっております。

介護保険制度につきましては、平成17年度に、平成18年度以降の第3期事業計画を策定することになります。現在、国において制度の改正内容についての概要が示されてきており、その方向性を基に斑鳩町の現状にあった事業計画を策定してまいりたいと考えております。

また、介護保険制度の運営につきまして、引き続き円滑な実施をめざし、鋭意取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、議案第26号 平成17年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

水道事業は、安全で安定的な飲料水の供給が大きな使命であります。

このことから、今日までも取水井戸や浄水場の適切な維持管理に努めてまいりました。特に、三井浄水場は稼働後約20年が経過し、機器類の老朽化が進んでおり、順次改修を行う必要があります。

一方、送配水管では、石綿管や塩化ビニール管の老朽化に伴う改良に加え、震災に対します耐震性の強化など、水道施設としてのライフラインの機能強化が求められており、新年度も有利な財源を活用しながら整備を行ってまいりたいと考えております。

それでは、予算の概要であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で、8億2,047万4,000円、前年度と比較して、1,447万2,000円、1.7%の減であります。主な内容といたしましては、給水収益では7億7,355万5,000円で、前年度と比較して、1,521万9,000円、2%の増額、営業外収益では、緊急地域雇用創出特別対策事業補助金等の減により、前年度と比較して、3,751万2,000円の減額となっております。

水道事業費用では、8億1,452万2,000円、前年度と比較して、5,472万4,000円、6.3%の減であります。減の主な内容といたしまして、緊急地域雇用創出特別対策事業として実施しました水道管路情報業務委託費及び経常的な経費の精査によるものであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で、2億4,892万2,000円で、前年度と比較して、1億297万2,000円、70.6%の増であります。内容といたしましては、企業債2,000万円、国庫補助金1,253万2,000円、工事負担金2億1,639万円であり、特に工事負担金は、公共下水道事業関連等で、

前年度より7,558万8,000円の増額となっております。

資本的支出では4億5,784万8,000円で、前年度と比較して、1億2,705万4,000円、38.4%の増であります。内容といたしましては、配水設備改良費3億1,771万円、浄水場設備改良費1,000万円、取水設備費1,600万円、営業設備費196万8,000円、企業債償還金1億1,217万円であり、特に配水設備改良費は公共下水道事業関連及び石綿管改良事業等で、前年度より1億1,981万円の増額となっております。

次に、議案第27号 平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてであります。

公共第1号 龍田北汚水幹線1工区につきまして、平成17年3月17日の完成をめざし工事をすすめておりましたが、工事途中において、硬質な粘土質が続き、推進工事の進捗が遅れることとなり、やむを得ず工期を平成17年5月31日まで延長することが必要となり、工事請負契約の変更をお願いするものであります。

次に、議案第28号から議案第30号までの3議案は、吉野郡西吉野村及び大塔村が、市町村合併により平成17年9月25日から五條市に編入されることとなり、両村が同月24日をもって廃されることから、両村が加入している一部事務組合の規約変更等の手続きのため、議会の議決を求めるものであります。

はじめに、議案第28号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

奈良県市町村会館管理組合から西吉野村及び大塔村を脱退させることにより、同組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてであります。

奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、及び同組合を組織する地方公共団体を掲げている別表第1及び同組合議会の議員の選挙区を定めている別表第2を改正することとなり、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。

奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、及び奈良県市町村職員退職手当組合同約の変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてであります。

現委員の勝田清之丞氏の任期が、平成17年5月31日をもって満了となることから、その後任者として已波美津子氏を推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてであります。

現代表監査委員の辰巳忠次氏の任期が、平成17年3月28日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号から同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1からその7）であります。

太田信隆氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏、吉川裕子氏、高畑士郎氏及び吉田建四郎氏の任期が、平成17年3月31日をもって満了となることから、引き続き太田信隆氏、清水孝雄氏、今井温子氏、岡田義治氏及び吉川裕子氏を、そして公募により小池信義氏及び吉田建四郎氏を委員に選任することについて同意を求めるものであります。

次に、報告第4号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

いかるがホールが地域の文化活動の拠点として活動し、地域の文化力を高めて地域を活性化し、地域に心豊かな感動づくりを創造させるため、文化・芸術の振興に努めております。

平成17年度は、藤ノ木古墳の第1次発掘調査の実施から20周年を記念し、シンポジウムの開催と斑鳩の里大学21講座を開催します。これらの財団自主事業数は19事業を予定しております。

事業区分別では地域住民が出演公演を行う住民参加型事業を4事業、芸術文化鑑賞型

事業11事業、育成型事業4事業で、自主事業費の総額は2,227万円を計上し、平成17年度の予算総額では、収入支出それぞれ1億5,990万4,000円を計上しております。

次に、報告第5号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第3号)及び平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

まず、平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第3号)につきましては、法隆寺線に係る地権者との交渉がまとまり、これに伴い龍田南3丁目地内において取得いたしました都市計画道路代替用地を処分するため、処分計画の変更をしたことによるものであります。処分額は、簿価で1,167万7,000円であります。

次に、平成17年度斑鳩町土地開発公社の事業計画についてであります。

まず、都市計画道路法隆寺線の用地取得につきましては、引き続き用地交渉を行ってまいりたいと考えており、用地費・補償費を合わせて2億3,604万5,000円を計上しております。処分につきましては、平成16年度で取得いたしました龍田南2丁目地内の事業用地は平成17年度で全額を処分、平成17年度で取得いたしました事業用地は平成18、19年度で処分する計画であります。

次に、法隆寺駅周辺整備事業であります。法隆寺駅の北側で2件、駅の南側で2件の取得を考えており、用地費・補償費と合わせまして2億1,344万円を計上しております。これにつきましては、平成17、18、19年度の3カ年で処分を計画しております。また、既に保有している暫定植栽広場につきましても平成19年度で処分してまいりたいと考えております。

次に、道路新設改良事業であります。神南3丁目地内道路新設改良事業につきましては、平成17年度も継続して用地取得を行うことから、用地費・補償費を合わせ1,910万円を計上しております。処分につきましては、平成16年度で取得いたしましたものと合わせ、平成17、18年度の2カ年で計画しております。幸前1丁目地内の道路新設改良事業につきましては、処分のみであり、平成16年度中に取得いたしました用地を平成17年度から3カ年で処分する計画であります。神南4丁目地内における6メートル計画道路の事業用地の取得費といたしまして、用地費・補償費を合わせ4,300万円を計上しており、これにつきましては平成18年度で処分する計画であります。

(仮称)総合福祉会館事業につきましては、2億3,079万4,000円を計上しております。用地取得にあたっては、これまでの経緯を踏まえ慎重に対応してまいりた



いと考えております。処分につきましては、平成18年度で計画をいたしております。

次に、町単独土地改良事業であります。平成16年度で取得いたしました用地を、事業の進捗に合わせ、平成17年度から4カ年での処分を考えているところであります。

史跡中宮寺跡整備事業につきましては、平成17年度で処分する計画であり、1億9,491万8,000円を計上しております。

また、土地開発公社の経営健全化を図るため、歩道用地につきましては平成17年度で町に処分することとし、177万5,000円を計上しております。

都市計画道路代替用地につきましても、都市計画道路事業等において代替地を希望される方への情報提供に努めてまいりましたが、なかなか処分できない現状を踏まえ、経営健全化対策の一貫として、平成17年度から計画的に処分してまいりたいと考えているところであります。処分費として1億4,416万9,000円を計上しております。処分方法としては、一般競争入札によるものとし、これにより生じます売却損につきましては、一般会計からの損失補てんを講じてまいりたいと考えており、処分額が確定をいたしました際には、事業計画の変更及び一般会計予算の補正を行い、特別利益及び補てんを計上してまいりたいと考えております。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決又はご承認を賜りますようお願い申し上げます。

長時間、ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されております議案については、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程33、議案第27号、日程37、諮問第1号、日程38、同意第1号、日程39、同意第2号、日程40、同意第3号、日程41、同意4号、日程42、同意第5号、日程43、同意第6号、日程44、同意第7号、日程45、同意第8号、日程46、報告第4号、日程47、報告第5号を除く28議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君）　　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程8、議案第2号　斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置条例について

を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) これをもって議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第2号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第3号 斑鳩町障害者福祉計画推進協議会設置条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) これをもって議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) これをもって議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。2番、松田議員。

○2番(松田 正君) この項目の見解をお聞きをして理解を正しくしておきたいと思うんですが、給与の月額を支給の特例として改正案が示されているわけでありまして、ただし書き以降の関係の「第7条及び第16条の規定を適用する場合における給与月額は、別表の額とする」、こういうふうに言っているんですが、この額について理解をきちっとしておく必要があるかと思しますので、ここで言う給与月額というのは幾らを意味しているのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、2つ目には、少なくともこのただし書き以降の関係というのは、退職金の取り扱いについて、現状のままであるということの意味しているんだというふうには私思うんですが、特にこの場合の支給率の問題ですね、率についてどういうふうになっているのかということが2つ目。

それから、3つ目の問題は、ここで言われているように、町長ほか常勤職の皆さんの給与を減額するというふうには言っておいでになるんですが、これは「当分の間」と

いう表現になっていますけれども、この当分の間ということの理解はどういうふうにしたらいいのか。総務委員会では、この当分の間とは、財政基盤が確立した時点と。財政基盤の確立というは、いつ一体出来るんだらうかというふうに疑問がありますので、この面についての解釈を、見解を明確にお聞きをしたい、こういうふうに思います。

それから、既にもう総務委員会に付託になっているんですけど、常勤職員の関係の給与カットをこのようにされるといふ意欲を示しておいでになるんですけども、そのさきの非常勤の職員の関係については、いわば奈良県内における出張旅費の削減だけにとどめておいでになるんですけども、この面について、報酬なり、あるいは費用弁償の関係についてなぜメスは入れられなかったのか、あるいは入れるつもりはないのかということについてお聞きをしておきたいと思うんです。

それから、さらに先走ったことにはなるんですけども、後々で審議されることになりますいわゆる職員の旅費の関係について提起をされていますが、この中で管理職手当の減額も提起をされています。その中で、特に私は、幼稚園の関係の園長の管理職手当の関係が、1万5,000円が1万3,500円ということに改められるようになっているわけでありまして、この件などにつきましては、小学校長が兼務されているというふうに思うんです。ところが、現在のやっぱり職員のやる気という面、その他を考えてみても、幼稚園の教諭の中から園長を選ぶというふうなシステムに変えてもいいんじゃないかというようなことを思ったりはするんです。この金額についてどうこう言っているんじゃないけれども、担当というのは、兼務者につけるといふよりも、そのことの方がより望ましいんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺についての見解だけお聞かせをいただいております、こう思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 1点目の給料月額でございますけれども、それぞれの額を減じた後の額につきましては、町長にいたしましては86万1,000円、助役は72万2,000円、それと収入役は66万3,000円、教育長は61万3,000円となるわけでございます。

退職手当の支給率の関係でございますけれども、100分の550が100分の520に、助役につきましては100分の350が100分の330に、収入役につきましては100分の300から100分の280、教育長につきましては100分の250から100分の240ということになるわけでございます。

それと、当分の間の関係につきましては、先ほど松田議員の方から申されておりますように、さきの総務委員会でご答弁させていただいておりますけれども、今後財政健全化計画を策定してまいりますけれども、そうした策定がされて、実際にそういった対応をしていくまでのその間、色々とそういう削減計画、削減を実施していかなきゃならん、そういったまでの間で、実際に削減をどれだけするのか決まるまでの間ということで、その間を当分の間ということで位置づけておるわけでございます。

それと、非常勤の関係の方については、県内の出張旅費の削減のみということになっておるのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、とりあえず町長はじめ助役、収入役、教育長の給与等の削減、並びに管理職の手当等をもちまして削減をさせていただくことによりまして、先ほど申し上げましたような財政健全化計画につきましては、実施するまでの数値につきましては、住民の理解と協力が必要となりますから、我々町長はじめ、町長の姿勢としてやはりそういった方向でさせていただくことによって今後理解と協力を得られやすいということもありまして、そういった方向でさせていただくということで考えておるところでございます。

それと、幼稚園の園長の手当でございますけれども、おっしゃいますように、1万5,000円を1万3,500円ということで、これにつきましては、課長職と同等の削減で1%ということで、削減率に応じまして削減させていただくもんでございますけれども、おっしゃいますことにつきましては、今後、その職場でのやる気、そういったことの喚起を促すということからも、今後検討をしていかなければならん課題かと考えておりますので、いましばらく検討をさせていただきますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 私の聞き間違いかもわかりませんが、7条の関係というのは、退職手当の率の関係ですけど、率の関係については、手当条例の関係はそうなんですけど、その後額が変更されているんじゃないですか。だから、変更されているとすると、今言われましたような額ではなくて減額になっているというふうに私は思うんです。その辺について間違いございませんかということ念のためにお聞きをしておきたいと思うのが1つ。

2つ目の幼稚園の園長の関係については、今後検討するということでは、どうも答えになってこないと思うし、我々が今審議をしている関係というのは17年度予算の関係

でありますから、17年度の関係ということになりますと、常識的に4月1日、こういうことになろうかと思うんです。それまでに結論を出して、いわゆる管理職手当の減る人を誰にするかということも決定しなけりゃならんと思うんです。だから、そうしないと、扱いが今後検討するということで避けておいたんではいかんのではないかというふうに思いますので、それまでに結論を出すということになるんかどうかなだけちょっと念のためにお聞きしておきたい、こう思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど、1つ目は、退職手当の率の関係で申し上げた関係につきましては、私が申し上げましたような率に平成17年4月以降に変わっていくということで、改正の内容でございます。

それと、幼稚園の関係につきましては、現場での職員の意欲、責任感を高めていくという観点から見て、先ほど申し上げましたような関係で前向きに検討もしていかなきゃならないと考えております。

○議長（浅井正八君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 私が今手元に持っていますのは、奈良県の市町村職員の退職手当に関する条例の一部改正の要点という関係を見ますと、町の場合、いわゆる市町村長の場合、勤続年数1年について100分の550を100分の520に直すと。この額の関係を言うてくれたんでしょうか。あるいは、助役については、100分の350を100分の330と。それから、教育長の100分の250を100分の240、こういうことになっていますけど、この関係ですね。わかりました。

○議長（浅井正八君） ほか、ございませんか。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今回の同僚議員の質問の中で、私ちょっと理解しにくかったのは、それとちょっと誤解してしまいそうな答弁かなと思って。部長が、先輩議員の質問で、退職金手当の率を、100分の550から100分の520になるというふうに減額。今回の今提案されているというんですか、これらの一連の関連でこういうことになったんではないんですか。それだけ確認させていただきたいと思いますが、正確にお願いします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） おっしゃるとおりでございます。今回の条例改正とは関係なしにして、奈良県市町村職員の退職手当に関する条例の一部改正によりまして、4月

からそのように改正されるということでございます。言葉足らずで申しわけございません。そういった内容でございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そうしたところで、結局先ほどの10%町長の場合報酬を減額するという事について、退職手当の計算、それは10%減額してない、86万幾らですかね、それですというのがあるただし書きであるということで考えた方がよろしいんですね。この点につきましては、私も総務委員ですので、総務委員会で再度議論させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（浅井正八君） ほか、ございませんか。これをもって議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第7号 斑鳩町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第9号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第9号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第10号 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例  
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) これをもって議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第10号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、議案第11号 斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例  
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) これをもって議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第11号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第12号 斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する  
条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) これをもって議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第12号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、議案第13号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について  
を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) これをもって議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第13号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、議案第14号 斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補  
給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたしま  
す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) これをもって議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、建設水道常任委員会に付託いたします

。続いて、日程21、議案第15号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)  
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第15号は、総務常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程22、議案第16号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第16号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程23、議案第17号 平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第17号は、厚生常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程24、議案第18号 平成16年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第18号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程25、議案第19号 平成16年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（浅井正八君） これをもって議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。  
ただいま議題となっています議案第19号は、建設水道常任委員会に付託いたします。  
続いて、日程26、議案第20号 平成17年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

- 14番（里川宜志子君） この一般会計予算の予算書を見させていただく中で、職員の駐車場の使用料という項目が雑入のところで上がってたんですが、これまで庁舎の横に新たに職員駐車場を設けられているのは私も承知してはいますが、その職員さんが払われた月々の駐車料金ですね、その処理と、それとまた今後の、聞くところによると、出先機関などの職員さんから駐車料金を取るんやということで、きちっとこういう整備が



出来るのかどうかということも尋ねてた経過もあるんですが、多分これ徴収しても、ここ雑入に載ってきてますので、手法がちょっと横の駐車場と違うのかなというふうにも感じるんです。

それと、この金額を見ましても、こちらの横で取っておられる金額と考えましたら割り切れない金額になっているというふうに私思いましたので、この出先機関の職員さんからも駐車料金を取るということでは、私たちが出先機関はあちこち、色んな調査にも行かしていただきますし、行事にも参加させていただきますし、駐車場止めさせていただくことも多うございますので、やっぱりきちっとこの辺、私たちが認識を持っておきたいというふうに思いますので、その辺の考え方についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 職員の駐車場の料金の徴収につきましては、もう既に、本庁関係につきましては平成16年度からさせていただいておるところでございますけども、これにつきましては、職員全般につきましては駐車料金を徴収していこうというような方針のもとに、とりあえず平成16年度からさせていただいたわけでございます。

今後、出先関係につきましても、今のご質問のとおり徴収をさせていただくというところで考えております。ただ、出先の関係につきましては、本庁の駐車場のような整備の仕方はしておりませんので、いわゆるその施設の管理者、責任者の指示に従って止めていただく場所ということは決めていっていただくということにしております。

駐車料金につきましては、本町の駐車されておる料金と同等の額をさせていただくということでございまして、その額につきましては、一応互助会の中で取り扱いさせていただいた、そうした額につきましては、雑入として一般会計の中へ入れさせていただくということに原則としておりますけども、ただ水道の庁舎の関係につきましては、また水道会計の方という関係でもございますので、別の会計でございまして、そういった取り扱いをさせていただくということも考えておるところでございます。

とりあえず原則としては、平成17年度からは全般的に駐車料金をいただくということも考えておりますところでございますけども、ただ一部学校関係の先生方においては、ただいま教育長さんの方で色々と協議をされておるところでございますので、その推移も見る中で実施もしていかなきゃならんと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、お聞きしてましたら、ちょっと私、もうひとつ、本庁舎の方は互助会を通じてということなんですけれども、そしたら出先機関の方は互助会が関係なく町が雑入として入れるということでは、徴収については町がやるという、互助会は関係ないという考え方でいいわけですね。そして、ここの駐車場のような整備は、きちんとは出先はされないという認識でいいわけですね。されないまま同じ金額を取ると。

そして、ここと同じ金額やったら今、私、割り切れないなというふうに数字見て思ったんですけれども、それについては、なぜこれは割り切れない数字になってるのか。1カ月3,000円ですね。そしたら、ちょっとこの数字やったら割り切れない数字になるのではないかなというふうに感じたんです。

ところが、それを色々お聞きしてましたら、確か臨時職員さん、学童保育室にお勤めのパートさん、こういった方からも駐車料金取ろうというようなお考えがあるというようなことをちょっと私も耳にしたもんですからね、そこらとの関係があるのかなと思ったりもしてらんです。

総括質疑ですので、余り細かいことまでは言いませんけれども、これをやる以上は、パートさんからも取るということであれば、私町の姿勢をお聞きしときたいんですが、学童へお預けになっている方からも、学童保育時間中に怪我をした方が、先日も高井病院まで学童の指導員さんに連れて行っていただいたと。それは、指導員さん自身の車で連れて行っていただいたということなんです。親切にさせていただいて喜んでいうことをお聞きしておりますが、そのことが原因で指導員さんが車に乗っていかない。ISOの関係で言っても車は乗らない方がいいわけですからね。ところが、そういう時にでも、職員さんは、福祉課の職員さんというのは待機をしとって、そういうことが原因でそういう車の管理とかいうことになった時には処理を福祉課の方で責任を持ってやってあげていただけるんかとか、そういうところの町がお考えになっている部分も、この際ですから、お聞きをしておきたいなというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど申し上げた関係で引き続きということになりますけども、とりあえず出先の関係につきましては一応互助会の方で引き落としさせていただいて、先ほど申し上げました水道の関係につきましては、互助会の方から水道の会計の方

へ入れさせていただくと。一般会計へ入れるのと水道会計へ入れるのと別に分けさせて処理させていただくということで考えておるところでございます。

もう1点、学童保育の関係の方につきましては、先ほど一つの例として学校の先生との関係も挙げさせていただきましたが、そういった関係で、時間の関係とかなりますと、1日ずっと止めておるものと時間の短いものとは、やっぱりそれが一律であることは、公平性で考えていかどうかということもやはり考えていかなきゃならない点もあるかと思えます。そういった点については、色々検討していかなきゃ、検討といいますか、そういったものについては若干考えていく必要もあろうと考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 小 City 町長。

○町長（小 City 利重君） ただ、今現実には町との関係はあれですけども、出先とかあるいは学校との関係等については、私はこれから寝屋川中央小学校のような、車の事件というのは必ず起こってくると。校門は閉まっていますけども、給食棟のところが開いて、出入り業者が出ると。私は、これからやっぱり一番大事なのは、学校あたりは、ああいう管理をしなかったら誰でも入ってくる。片一方では防犯カメラを設置して監視をする。しかし、自動車の方はいつでも入ってこられるわけですから、そこらのことを十二分に考えていかんと、私は事故が起こって、今、里川議員おっしゃったように、高井病院へ自分の車で行かされた。それで事故が起こったら、後は誰が責任持つねやと、必ず私はそうなってくると思う。起こらなかったから別に問題ないですけども、やっぱりこれからの管理体制というのは、私はやっぱり子どもを守っていくためには、一番大事なのは車やと思います。車が校庭でバックした時に引かれたとか、そういう事犯も起こっていますから、親切に思って小学校の少年野球の子どもを連れていこうと思ったら引かれたということになったということになりますから、車というのは、私はこれから大きな問題になってくる。管理の問題は、一遍そういう点では、教育委員会もすべてのところで網羅して17年度中で検討してほしいということを去年から、予算査定の中から私は申し上げておるわけでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 総括質疑ですので、このくらいで置かさせていただきますが、今さらながら町長は管理体制とか車の事故云々ということをおっしゃられていますけれども、ISOの認証取得もされた中でどう環境保護していくのかという問題もあるだろう

というふうには思っております。そういった中で、今後、きちっと管理体制も含めまして総合的に協議をしていただきたいということをお願いだけしておきます。

○議長（浅井正八君） ほか、ございませんか。2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 細かいことを申し上げて恐縮なんですけども、いずれにしても、予算審査特別委員会で色々具体的にご議論いただくんだとは思いますが、私、ちょっと一般質問に関連させたいというふうにも思ったりしているんですけども、17年度の一般会計予算の中身を見ますと、かなりなところに報償費が計上されているんですよ。ところが、それぞれの中身を見てみますと、この報償費というのは多種多様な意味合いを持っているような感じが実はしているんです。特にこの面について、私は、17年度一般会計予算の中で書かれている報償費のそれぞれの個別の内訳について明らかにするものご提示をお願い出来ないかなと、こういうふうには実は思いますので、その点について要望したいというふうには思うんですけども、なぜそういうことを申し上げますかという、今回の提案でもありますように、財政健全化検討住民会議というのが持たれるようになっているんです。ところが、これが報償費になっているんですね。そして、29万9,000円計上されているんですけども、9名というのはわかっているんですけども、単価がわかりません。何回行われるのかなということもわからない。ほかの関係の報償費のところを見ますと、大体4回ぐらい持たれているように思うんですけども、この面などが全然わかりませんのでね、そういうことを知ろうということで調べてみますと、あちこちに随分報償費の関係が計上されているんですけども、随分多種多様で使い分けされているんだなというふうには思いますし、この辺のところは人件費の削減などの関係について、一つのやっぱり視点として重視をしなければならんのではないかなというふうな感じもしますので、出来ればこういう関係についての資料のご提示をお願いしたい。なおかつ、予算審査特別委員会などにおいてもこの点については十分チェックしてほしい、こういうふうにはお願いをしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまおっしゃいましたように、条例で定めるところには報償費という形で支弁されたりということで、ややこしいと思われるような部分があると思いますけども、我々といしましてはそういった形の使い分けはしたつもりでございますけども、おっしゃるとおりでございます。資料の関係については、わかって理

解をいただけますようにということで、そういった資料について提示をさせていただく  
ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） ほか、ございませんか。これをもって議案第20号に関する総括  
質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっています議案第20号については、委  
員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置  
し、これに付託し審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第20号については、委員7名  
をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7  
条の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、西谷議員、森河議員、小野議員、厚生常任委員会から、浦野議  
員、三木議員、建設水道常任委員会から、吉川議員、木澤議員の各議員を指名いたしま  
す。以上7名の議員には、よろしく願いをいたします。

続いて、日程27、議案第21号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予  
算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第21号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程28、議案第22号 平成17年度斑鳩町老人保健特別会計予算につい  
てを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第22号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程29、議案第23号 平成17年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算  
についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第23号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程30、議案第24号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この公共下水道事業特別会計の予算書を見させていただいておまして、私以前からこの下水道につきまして、供用開始に向けての準備工事、こういったものが色々大変になってくる中で、下水道課の体制について、以前から、住民も不安が多いし、住民説明、丁寧な説明もやっていっていただきたいという中では、この体制ではしんどいのではないかなというようなことを、これまで予算、決算などの時に言わせていただいた経過はあるんですが、この予算書を見させていただきますと、17年度についてはまだ職員体制というのは16年度と同じ体制であるというふうに考えればいいのかと思うんですが、それで17年度、この編成で本当に事業遂行していただけるのかというのは非常に懸念をしているところなんですが、考え方についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今、下水道の関係につきましては、池田部長以下担当課長、担当者の方で逐次頑張ってきてもらっております。引き続きまして、そういった体制の中で精一杯の努力をしていただく中で、住民に、一日も早く供用開始に合わせまして、理解と協力を進められる体制の中でこれからも進んでいただくということで、そういった体制の中でやっていただくということに考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 担当の皆さん方は本当によくやっているとっております。現場も、今、非常にたくさんある中で、現場の管理もしていただく中で、私も何度か苦情も言っております。だから、工事をやる人たちへの指導ですね、そういったものもしないといけないし、住民対応もしなければならないし、そしてまた住民さんもお年寄りになってきたらわからないこと多いですからね、色々説明もしていただかなあかんやろうと。そんな中で、実際17年度から供用開始という時点で、私は体制がもうちょっと変わってくるのかなというふうな考えを持ってたわけですし、これまでお願いもしてきたつもりなんですが、非常に今回の予算書を見させていただく中では、これでは不十分なんではないかなというふうに強く感じましたので、姿勢について、考え

方について総括質疑でちょっとお尋ねをさせていただきましたが、本当に住民さんの説明、対応をきちっとしてあげてほしいということ、強くさらに要望はしておきたいと思います。

○議長（浅井正八君）　ほか、ございますか。これをもって議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第24号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程31、議案第25号　平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君）　これをもって議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第25号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程32、議案第26号　平成17年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君）　これをもって議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第26号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程33、議案第27号　平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君）　異議なしと認めます。理事者の提案説明を求めます。池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君）　それでは、議案第27号　平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第27号

平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について

標記について、別紙のとおり請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

次に、2枚目であります、

平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について

平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事について、次のとおり工事請負契約を変更する。

#### 記

契約の対象 斑鳩町水質改善下水道事業第12処理分区龍田北汚水幹線1工区工事

変更前工期 議会議決日以降で町が指定する日～平成17年3月17日

変更後工期 議会議決日以降で町が指定する日～平成17年5月31日

以上でありますけれども、本議案につきましては、昨年の6月議会定例会で議決をいただきました小吉田1丁目地内から龍田2丁目地内の町営長田住宅前までの龍田北汚水幹線1工区工事につきまして、工期の延長が必要となったことから、今回工期変更の議案を提出させていただきました。

この工期延長の理由であります、本工事は、大部分が地下11メートルを掘り進める推進工事であり、事前の調査では普通土であり、かたい粘土層と砂の層があらわれると想定いたしておりました。しかしながら、推進工事を進める中で、土質としては普通土には変わりはないものの、かたい粘土層が予測した以上の範囲で続き、またこのかたい粘土が推進機械の先端の推進ピットにこびりつき、落ちにくい状態となったために、1日当たりの推進の長さが当初想定していたより短い状況となりました。

このことから、残りの工事の進捗を精査する結果、当初3月17日までの工期を75日間延期し、5月31日までとさせていただきます。

なお、ご議決いただきました後に、関係自治会並びに周辺住民の方々に、工期延長のご協力を賜るべく対応を図りながら、本工事の竣工に向けまして努力してまいりたいと考えております。

また、下水道工事は今後もまだまだ進める必要がありますので、議員皆様方のご協力をお願い申し上げます。

以上でご説明とさせていただきますが、本議案の取り扱いにつきましては、議員皆様方にご配慮をいただいたことにつきまして、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げますと共に、何とぞ原案どおりご議決賜りますことをお願い申し上げます、議案第



27号についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅井正八君） 説明が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ただいまの部長の提案説明で意味はわかっておるんですが、推進工法という難しさもあります。当初設計された時点での積算というんですか、それは1日当たり何メートルであって、現在どれぐらいのメートル数で進んでいるのか。硬質の土質に当たってしまったということで、何メートルほど残っておるのか。それが、いつから、当初予想していた推進の1日当たりのメートル数ですね、それが不可能になってきて現在残っているのか。そして、残っているメートル数、それが同じように現在の進捗状況しかいかない。そうした場合に75日間が必要だということになるんだと思うんですが、それらの点についてもう少し詳しく説明いただけますか。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 当初設計の段階では、1日当たり2.5本で、約6メートルでございます。それと、進まなくなった時でございますと、11月以降ですけども、1日当たり0.5本から1本でございます。1本で1メートルから約2.4メートルでございます。

それで、今現在の進捗でございますけども、発進基地から北向き、小吉田の方から北向いて龍田神社の西側の到達立坑があるんですけども、今現在そこまでたどりついて機械を出した状況でございます。

今後につきましては、南向き、小吉田の集落向いていく工事が約140メートル残っております。ですから今現在向こうへついて、掘り出して、向きを変えて南向きの発進をする準備をいたしている状況であるということでございます。残りは約140メートルであります。

以上です。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そしたら、当初から、推進をしかけてからこのような状態であったのか、いや、全体のメートル数の中で、何ぼかは当初予想してた2.5本ですか、6メートルぐらいが順調におせてた。それらについての、今となったら、これはそのまま工事をほっといてもらうわけにいかんのですが、ただ請負契約ですので、その工期内におさめられるというような意味での契約をされたと思うんです、業者も。だけど、おし

てみたところ、ピットの先にへばりつくということで効率が悪くなった。それが、全体に効率が悪いのか、いや、当初からある程度の予想ができてあったら、もう少し早く推進工法のところへかかっていけたら、たしかこれ280日工期だったと思うんです、当初の契約の時に。じゃなかったのかな。6月議会でしたから、3月までですから、もっとあるのかな。その中で、2.5倍というんか、それだけスピードが落ちるということは、やはり色々な原因があると思うんです。

先ほどの中川委員長報告の中で、設計段階におけるボーリング調査はどのようにされたのかというような質問があった。それとか、その中で、「実際の施工では、調査結果と差が生じることが多々あるが」というような答弁をされておるんですが、私としては、何のためにボーリング調査をしている、設計の時にそれらをされてる。それらがありながら、これだけの工期延長をしなくてはいけないというようなことであれば、やはり設計段階での見込み違いだけでやるんだったら、何も設計を出す必要はない。費用もかけていることだと思うんです。それらについてどのように考えておられるのか。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 当初発進いたしました状況でございますけども、当初は、10月の一月間につきましては、ボーリング調査どおりの土質でございます、当初設計どおり1日当たり2.5本、約6メートルの推進でいってまいりました。その後かたい粘土質のところまいりますと、約0.5本から1本になった状況でございます。

それと、ボーリング調査でございます。確かに、今、ご質問者のおっしゃいましたように、設計段階における精査というのはほぼ絶対的なものを求められておきまして、私たちがそれを期待いたしておるわけでございます。実際測量設計を進める上におきまして、出来る限り計画地内でボーリング調査をすることにつきましては一番よいわけでございます。しかしながら、公共下水道の計画路線につきましては、どうしても公道でありますので、既存の地下埋設物も存在することから、一般交通や地下埋設物のない場所を選定して調査をしてまいりました。

しかし、今回のような例も発生をいたしましたことから、このことから、今後、先進地、例えば下水道の推進工事、流域下水道、水道関係で他の市町村も相当やっておられますので、ボーリングについても、もっとよい方法があるかどうかにつきましても、勉強してまいって、より計画どおりの工事を出来るように努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 測量設計を委託される時に、今、部長がおっしゃるように、確かにそれは公道のところでボーリング調査するのが本来の形だと思います。もっと浅い場合でも、試験掘りといひまして、それらについては必ずどんな埋設管があるのかやっています。推進ですから、ある程度の下土質さえ調べたらいいということになります。今、部長がおっしゃるように、場所を変えて、そしたら余りにも離れているというか、急激に土質がそんな変わるようなことが、今後あったら困るんですよ、はっきり言うてね。だから、その範囲内で適当な場所でボーリングされとると思うんです。だけど、実際の管が走っていく土質のところが急激に変化があっておすことが出来なくなった。ということは、これは私は設計変更だと、そのように思うんですが、その点はどのように解釈したらよろしいんですか。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 下水道工事の設計の場合ですけれども、国土交通省の方で積算基準というのがございます。この時に、土質につきましては、普通土の場合でしたら、砂混じりの粘土質、これが普通土。それともう一つは、礫質土の2種類が普通土と言われております。これ以上かたくなりますと、岩盤となってまいります。今回の場合、砂混じりのかたい粘土層となってまいりますので、礫ではなく普通土の積算基準でしてまいりますので、そこにおいて粘土の硬質という項目が積算基準にはございませんので、今現在建設省の方でも、推進工事というのは、質問者もご存じのように、日進月歩で進んでおりますので、全国的にやっておりますので、市町村からのデータを集めまして、積算の見直しもやっておりますので、今現在ではそういう状況でありますので、それに基づいて積算をしているということでご理解を願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 積算の基準というものに、硬質土とか岩盤とかいうふうにはしか仕分けしてない。だけど、結局推進工法の中での工法自体が、もう少しほかので使えれば、ピットに粘着するとか、そういうことはなかったんじゃないかな、私は素人なりに思うんです。でないと、建設物価なんかで2種類しか出来てない。現在請け負っている業者、その技術力が私は落ちるんじゃないか、はっきり申し上げて。でないと、積算の中で2種類しかないという部長の、今、話ですので、同じように硬質粘土ではやはり1日2.5本おせるだけの技術というんですか、ピット、それらがあるんだと思うんです。だか

からこそ、建設物価には2種類しかない。岩盤と硬質土とは全く違う。確かに日進月歩変わっていった。私は、以前に建設業にもおりましたし、20年も30年も前にも推進工法、人間中に入っておしてたんですね。その頃のことしかわかりませんが、最近見せてもらっている現場では、そういう具合にして色んな工法があるということがわかっています。だから、それが違うんじゃないかなと私は思うんですが、そこらについて、部長は、もうその2種類しかないということやから、設計変更ではないということですが、それと、そしたら設計変更ではないということになりましても、例えば、工期延長をすることによって、細かい話ですが、ガードマンの安全管理については、これはもともとの設計より日数がふえるしパーセンテージもふえてくると思うんですが、その点はどのように考えているんですか。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） ガードマンの日数につきましては、先ほど申し上げましたように、国土交通省の積算基準で、平均推進日数量がございます。それで工程日数を出していきますんで、実際の日数じゃなくその積算日数量でガードマンの日数も計算いたしますので、変わってこないということになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） もちろん、実際、どうではない。だから、今、工期延長を出しておられるんです。工期延長というのは、先ほどから聞かせてもらってるように、1日何本おせる、だから何日の工期でやってください。それで、業者もこれで出来ますということで、私は技術力の話をしたんはそれですね。その期間内にできなかつたら、これはやっぱり指名停止ですやん。何日間でもやりますということでやってる。そこらの問題もあるんでね。

だから、最初にこれだけの設計に基づいて、ボーリング調査とか色んなのに基づいてこれだけ2.5本が入るといことでの工期を決定したんでしょう。それによってガードマンの数も決まったんでしょう。それを今75日ふやしたい。当然ふえるでしょう。それらについて、余りにも、こういうものはふえないんやというような考え方をすると、私はちょっと物事の考え方として合っていないと思う。その点についてどうなんですか。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 確かに質問者がおっしゃいますように、業者の負担とい

たしましては、例えばガードマンの立哨日数はふえてまいります。工期延長で、ガードマンの立哨日数はふえてまいります。ところが、現在私どもが積算する場合におきまして、コスト設計、出来高設計におきまして、国の積算歩掛りというのがございまして、この土質でこのメーター数は1日何メーターですよと決まっております、それに基づいて積算して、ガードマンも積算してまいりますので、先ほど答弁させていただきましたので、ご理解願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） なかなか議論かみ合わないから、苦笑している議員さんもおるから、やめときますけど、工事を発注する時の積算というものは、どんだけの工事がどうして出来るということで、技術力もそれで合っているとこへ発注しているんです。実際問題で、今部長が最初に説明した中に、2.5本で積算している。2.5本でおせるということで今の業者も落札しているんです。それが2.5本でおされないんです。技術力がないんや。そしたら、それは工期に間に合わないのは当たり前ですやん。それを工期延長だけしといてくれ。それはちょっとおかしいと思う。そしたら、その業者はおかしいんです。技術力がないんです。それで、2.5本で積算してたけど、そこの技術力はちゃんとあるんやと。だけど0.5本しかおせないんやと、部分的に。全体違うね、部分的やね。それはなぜか言うたら、調査の不十分や、ボーリングの不十分。

それで、先ほどの委員長報告の中で、「調査結果と差が生じることが多々あるが」と、多々あったら困るんです、これから発注していく中でね。それで、「請負者と十分協議し、また、請負者も独自に事前調査を行い、工法等の確認を行っている、との答弁がありました」と。だから、今、部長そうしておっしゃっている。そしたら、工法等の確認を行っているんだと業者は言うてるんだったら、なぜおせないんです。どこに原因があるんです、今、工期を延長していかんなん。そのことについてやっぱりしっかりと見ていってほしい。今後、まだ推進工法たくさん出されると思うんです。まず、調査測量、特にボーリング、地下のことです、わからない。それらのことを十分検討してほしい。でないと、今の現場から東側の、そこらは何らそういう支障がなくて、全部きれいに工期内におさめた。特にガードマンなんか、私は何回か絶賛してました。今の現場、ガードマン何回か私苦情言うてるでしょう。そういうこともあるんです。それは業者にもやはりミスがある。その点も私はこの場で提起申し上げる。今後やはり気をつけてもらいたいと思います。

それと、今、これは工期が延びました。その中での最終的な契約金額、変更契約になる可能性があるんですか。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 今、ご提案させていただきました工期まで、5月31日までまだ3カ月程度ございます、期間的には。この中で何も無いことを願っておりますけれども、やはり冒頭申し上げましたように、地下深く11メートルのところを掘っていくまだ南向きの推進残っております。何が起きるかわかりませんが、現時点では工期の延長のお願いを申し上げておると、ご理解願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 現在、斑鳩町の場合どのようにされているのかちょっとわかりませんが、これぐらいの工事だったら全部施工計画書、もちろん工程とかで出しておられると思うんですが、それらのことも今度、予算委員会を出していただきたい。今後の発注のこともあると思いますので、それらがどのような工程管理をされてたのか。確かに残りの開削工事の方も現場をされてた。その間、ピットをふられてから、南からおしてきておられたから余り気がつかなかった。それでいきなりこういう形が出てくるし、やはり工期延長というのは色々住民に対して与える影響も多いと思いますので、慎重にやっていってほしいと思いますので、よろしくお願ひしときたいと思います。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 施工計画、当初の施工計画でよろしいでしょうか。それと、今後の3月以降の施工計画ということで、それについては予算委員会でご提出をさせていただきます。

○議長（浅井正八君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第27号 平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程34、議案第28号 奈良県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第28号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程35、議案第29号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第29号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程36、議案第30号 奈良県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） これをもって議案第30号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程37、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって諮問第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現委員の勝田清之丞氏の任期が平成17年5月31日付で満了となることから、その後任の者として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

議案書を朗読させていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町大字三井1576番地

氏 名 已波美津子

生年月日 昭和18年4月17日

なお、同氏の経歴につきましては次のページに略歴として添付させていただいておりますが、朗読は省略させていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程38、同意第1号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって同意第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現委員の凜巳忠次氏の任期が3月28日で満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたくご同意をお願いするものでございます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第1号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。



平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町稲葉車瀬1丁目19番14号

氏 名 辰巳忠次

生年月日 昭和14年11月30日

なお、同氏の経歴については次のページに略歴として添付させていただいておりますが、朗読は省略とさせていただきます。何とぞよろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって同意第1号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程39、同意第2号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その1）、日程40、同意第3号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その2）、日程41、同意第4号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その3）、日程42、同意第5号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その4）、日程43、同意第6号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その5）、日程44、同意第7号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その6）、日程45、同意第8号 斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について同意を求めることについて（その7）、以上7議案を、会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって同意第2号、同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号、同意第7号、同意第8号については、一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 同意第2号から同意第8号までは、現政治倫理審査会委員の任期が3月31日をもって満了となることから、（その1）から（その7）までの7議案についての選任についてご同意を求めるものでございます。それぞれ（その1）から順次ご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、同意第2号からご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

同意第2号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その1）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目3番49号

氏 名 太田信隆

生年月日 昭和7年1月2日

なお、同氏の経歴につきましては次のページに略歴として添付しておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に、同意第3号についてご説明を申し上げます。

議案書を朗読いたします。

同意第3号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町阿波3丁目10番1号

氏 名 清水孝雄

生年月日 昭和 5 年 1 月 2 6 日

なお、同氏の経歴についても次のページに添付しておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に、同意第 4 号についてご説明申し上げます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第 4 号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その 3）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第 5 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 1 7 年 3 月 2 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西 6 丁目 1 4 番 8 号

氏 名 今井温子

生年月日 昭和 1 0 年 9 月 3 0 日

なお、同氏の経歴についても次のページに添付しておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に、同意第 5 号についてご説明申し上げます。

議案書を朗読させていただきます。

同意第 5 号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その 4）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第 5 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 1 7 年 3 月 2 日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺北 2 丁目 1 番 1 4 号

氏 名 岡田義治

生年月日 昭和17年2月5日

なお、同氏の経歴についても次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

次に、同意第6号についてご説明を申し上げます。

議案書を朗読いたします。

同意第6号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その5）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部1丁目7番26号

氏 名 吉川裕子

生年月日 昭和16年12月8日

なお、同氏の経歴についても次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略とさせていただきます。

次に、同意第7号についてご説明申し上げます。

議案書を朗読いたします。

同意第7号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その6）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町服部2丁目7番8号

氏 名 小池信義

生年月日 昭和11年10月3日

なお、同氏の経歴についても次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略とさせていただきます。

次に、同意第8号についてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

同意第8号

斑鳩町政治倫理審査会委員の選任について

同意を求めることについて（その7）

標記について、下記の者を斑鳩町政治倫理審査会委員に選任したいので、斑鳩町政治倫理条例第5条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成17年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田北6丁目1番5号

氏 名 吉田建四郎

生年月日 昭和20年2月21日

なお、同氏の経歴についても次のページに添付させていただきますが、朗読は省略させていただきます。

以上、（その1）から（その7）までの7議案についての説明とさせていただきますが、何とぞ満場一致でご同意を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本案について質疑討論を省略し、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） ちょっと質問したいんです。私が議員の中で初めて政治倫理審査会にかけられましたから、そういう体験を踏まえて話したいと、そして聞きたいと思うんですが、私は2回かけられまして、その中で実際に受けた中で、私自身がどの法律のどの条文に抵触した、あるいは抵触する疑いがあるというようなことも、一切政治倫理審査委員の中から答えられませんでしたし、私自身が色々話する中で、本当に政倫審の委員さん自身が、斑鳩町の財産規則や、あるいは集会所補助金の要綱、あるいは土地改良法など本当に理解されているのかと、非常に私は疑問を抱きました。せめて、こうい

う審査委員になられるわけですから、これはやっぱりかけられた人の名誉にもかかわることです。私は余り意識してませんが、そういう中では、少なくとも回答を出す時には、法や条例、あるいは条文、そういうものをきちっと踏まえた中での私は結論を出していただきたいなということをお願いしておきたいのと、それと今回の中で公募という形で2名の方がおられます。本来これは、以前の政倫審をされる時に、公募で2名をされたと思うんですね。今回任期がなくなった。そしたら、通常はまた2人を公募されるのかと思うたら、この案件を見る限りは、公募の方もそのまま、公募もなしでそのまま全員の名前が上がってきたんですが、こういう方法というはどういうことでこういう方法にされたのか、ちょっとその辺お知らせ願いたい。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 1点目の関係につきましては、いわゆるまとめていただく関係については、中には弁護士の先生もおられますし、大学の先生等々おられました中で、我々としては必要なものについても、公的な関係の資料も提出させていただいております。そうした中で踏まえた中で検討させていただいております。結果についてもそういった方向で、出来るだけわかりやすいような結果として示していきたいと、今後もそういった方向でしてまいりたいと思います。

2名の公募につきましては、公募をさせていただいた結果、2名のうち1名は替わっておりますけれども、1名は引き続き応募がありましたので、引き続きそういった形の中で同意をお願いするということとなっております。

○議長（浅井正八君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 公募をやって、その中でたまたま同じ人が応募されたということですか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 引き続き同じ人が公募をされた結果、その方も引き続きしていただくということで今回ご同意をお願いするということでございます。

○議長（浅井正八君） ほかにございませんか。お諮りいたします。本案について質疑討論を省略し、一括して原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって同意第2号、同意第3号、同意第4号、同意第5号、同意第6号、同意第7号、同意第8号については、満場一致で同意さ

れました。

続いて、日程４６、報告第４号 平成１７年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第３９条第２項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって報告第４号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事(野口英治君) それでは、報告第４号 平成１７年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきまして、私からご報告いたします。

まず最初に、議案書を朗読いたします。

報告第４号

平成１７年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成１７年３月２日提出

斑鳩町長 小城利重

本議案につきましては、財団法人斑鳩町文化振興財団の平成１７年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び収支予算につきまして議会に報告するものであります。

平成１７年度事業計画につきまして、公益法人の会計報告様式が一部変更されています。その様式に基づきまして作成させていただいております。よろしく願いいたします。

１ページの平成１７年度事業計画を朗読し、説明とさせていただきます。

いかるがホールが、地域の文化活動の拠点として活動し、地域の文化力を高めて地域を活性化し、地域に心豊かな感動づくりを創造させるため、以下の事業に取り組みます。

(１) 芸術・歴史文化事業の企画及び運営に関する事業につきまして、本年度は以下のような事業を実施する。

・住民参加型事業、４事業、事業費５５０万円。・芸術文化鑑賞型事業、１１事業、事業費１，４４９万円。・育成型事業、４事業、事業費２２８万円。事業合計、１９事

業、事業費合計2,227万円です。なお、これらの各事業につきましては、次ページから5ページに開催事業の概要としまして記載いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業につきましては、本年度は以下のような事業を実施する。

・受託事業、3事業、事業費162万4,000円です。この3事業の事業内訳は、6ページに記載いたしております。・友の会運営費、事業費70万円で、いかるがホールの友の会会員収入70万円で運用をしています。いかるがホールの友の会会員への通信費、活動奨励等の入場券の購入費であります。

(3) 芸術・歴史文化情報の収集及び提供については、本年度は以下のような事業を実施する。

・インターネット情報の発信、事業費20万3,000円。ホールの施設案内及び開催事業の案内等の情報を載せるため、パソコン等の使用料を計上をいたしております。・ホール機関誌の刊行、事業費52万3,000円は、年2回ホール情報誌の発行にかかる経費を計上しております。

(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業については、本年度は以下のような事業を実施する。

・斑鳩町文化振興センターの管理及びホール運営、1. 施設管理運営事業、事業費1億1,320万8,000円で、その内訳は、ホール部門は9,866万9,000円、図書館部門に1,453万9,000円で、ホールの運営管理に要します経費を床面積により案分し計上するものであります。2. ホール施設使用料収入の受入れ、使用料収入では2,409万6,000円で、ホールの各施設の使用料収入であります。内訳につきましては、12ページに記載いたしております。

以上が、平成17年度の事業計画であります。

次に、17年度収支予算につきまして、その概要を7ページに、収支予算書総括表に前年度と比較し、変動の大きい項目を取り上げご説明させていただきます。

当期収入合計予算額1億5,990万4,000円で、前年度と比較して944万7,000円の減となっています。この主なものは、事業収入と使用料収入で、予算額3,742万1,000円、前年度と比較して557万6,000円の減となっています。主に自主事業の事業費の減により、入場券販売収入が減額となっています。



受託事業収入は、施設管理受託事業収入とホールで開催されます事業の委託を受けた受託事業収入で、予算額1億1,483万2,000円で、前年度と比較して78万6,000円の減となっています。主に施設管理受託事業の事業費の減によるものです。

補助金等収入、636万6,000円。前年度と比較して313万4,000円の減となっています。これは、財団の運営補助及び文化活動事業補助の減によるものです。

次に、支出の部につきまして、当期支出合計1億5,990万4,000円で、前年度と比較して944万7,000円の減となっています。この主なものは、自主事業費予算額2,227万円、前年度と比較して806万円の減となっています。これは、大ホールで開催する公演、事業等の減によるものです。

施設管理運営費は、いかるがホールの維持管理運営費で、予算額1億1,320万8,000円。前年度と比較して101万円の減。これは、各経費を節減させたことによるものであります。

管理費は、財団役員にかかります報償費で、予算額46万7,000円、前年度と比較して34万円の減。これにつきましては、財団役員の報酬の改正により減額したことによるものです。

なお、収支予算書につきましては、予算に関する説明書を提出いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、平成17年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告とさせていただきます。

なお、本報告議案につきましては、去る2月16日開催の財団法人斑鳩町文化振興財団理事会におきましてご承認を得ておりますことをご報告申し上げますと共に、当日の理事会の会議録を議会事務局に提出いたしておりますことを申し添えさせていただきます。報告第4号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（浅井正八君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 平成17年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程47、報告第5号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第3号）及び平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。藤原企画財政課長。

○企画財政課長(藤原伸宏君) それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

報告第5号

平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第3号)及び

平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成17年3月2日 提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、初めに、平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第3号)についてご説明を申し上げます。

変更予算書(第3号)の10ページをお開きいただきたいと思います。

今回の変更の内容でございますが、処分事業としまして、都市計画道路代替用地処分に1,167万7,000円を追加しております。これは、法隆寺線に係る都市計画道路事業用地取得に当たりまして、地権者との交渉がまとまりましたので、これにあわせ龍田南3丁目の代替用地を処分することとしたものでございます。なお、取得事業につきましては、変更はございません。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、収益的収入及び支出予算でございます。

収入では、事業収益、公有地取得事業収益で、既定予定額2億4,863万9,000円に1,167万7,000円を増額し、2億6,031万6,000円とし、一方支出では、事業原価、公有地取得事業原価で、既定予定額2億9,883万1,000円に1,167万7,000円を増額し、3億1,050万8,000円とするものでございます。

次に、3ページの第2表、資本的収入及び支出予算でございますが、収入に変更はな

く、支出では、資本的支出のうち借入金償還金で、変更予定額1,165万3,000円を増額し、2億465万3,000円とするものがございます。

4ページ以降には、資金計画書等をお示ししておりますので、また後ほどご参照いただければと存じます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

#### 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第3号）

（総則）

第1条 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。

収益的収入 既定予定額2億4,865万9,000円、変更予定額1,167万7,000円、合計3億1,052万8,000円。

収益的支出 既定予定額2億9,893万1,000円、変更予定額1,167万7,000円、合計3億1,060万8,000円。

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

（資本的収入及び支出）

第3条 既定の資本的支出の予定額を次のとおり変更する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,515万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金2億6,515万2,000円で補てんするものとする。）

資本的収入は変更はございません。

資本的支出 既定予定額11億3,274万3,000円、変更予定額1,167万7,000円、合計11億4,442万円。

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

平成17年2月15日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

それでは、続きまして、平成17年度の斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につきましてご説明申し上げます。

平成17年度斑鳩町土地開発公社予算書をご覧いただきたい存じます。

まず、予算書の11ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、11ページの取得事業からご説明をさせていただきます。

法隆寺線に係る都市計画道路事業用地取得としまして、残事業分の2億3,604万5,000円を計上いたしております。

法隆寺駅周辺整備事業用地取得につきましては、駅の北側と南側でそれぞれ用地取得を考えておりまして、現在、地権者との交渉を進めているところでございますが、引き続き交渉を継続していきたいと、2億1,344万円を計上いたしました。

次に、道路新設改良事業用地取得といたしましては、神南3丁目地内道路で、1,910万円、町道501号線の6メートル計画道路で、4,300万円を計上いたしました。

次に、(仮称)総合福祉会館事業用地取得としまして、2億3,079万4,000円を計上いたしております。当事業につきましては、早期実現に向けて用地取得を進めているところではございますが、引き続き努力していきたいと考えておるところでございます。

次に、10ページにお戻りいただきたいと思っております。処分事業につきましてご説明申し上げます。

まず、都市計画道路事業用地処分でございます。これは、法隆寺線に係ります都市計画道路事業用地処分として9,106万7,000円を計上いたしました。

法隆寺駅周辺整備事業用地処分では、先ほどの取得予定の用地を、平成17年度から19年度の3カ年間で処分をする予定をしております。なお、既に保有をしております暫定植栽広場につきましては、平成19年度で処分してまいりたいと考えております。

次に、道路新設改良事業用地処分でございますが、まず神南3丁目地内道路につきましては、平成17年度、18年度の2カ年で、また幸前1丁目地内道路につきましては、平成17年度からの3カ年、また町道501号線の6メートル計画道路につきましては、平成18年度でそれぞれ事業の進捗とあわせまして処分する予定をしております。

次に、(仮称)総合福祉会館事業用地につきましては、平成18年度の処分を計画しております。

町単独土地改良事業地につきましては、平成17年度からの3カ年間で処分することといたしております。

次に、史跡中宮寺跡整備事業用地につきましては、平成17年度において1億9,491万8,000円で処分をすることといたしております。

次に、土地開発公社の経営健全化を図るため、まず歩道用地につきましては、平成17年度で町に処分することといたしました。処分予定額は、簿価で177万5,000円となっております。

また、経営健全化のもう一つの方策といたしまして、当面処分見込みのない都市計画道路代替用地及びその他の代替用地につきましては、平成17年度からの5カ年間で計画的に売却処分していきたいと考えており、平成17年度では1億4,416万9,000円を、そして18年度では2億5,766万4,000円をそれぞれ簿価で計上いたしております。この処分につきましては、一般競争入札により売却を行いたいと考えておりました、その売却に伴い損失が生じることが見込まれますので、一般会計からの損失補てんを講じてまいりたいと考えておるところでございます。これにつきましては、処分額が確定をいたしましたら、公社の事業計画の変更、あるいは一般会計予算の補正を行いまして、特別利益、あるいは損失補てんの提示をしていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、2ページをご覧くださいと思います。

第1表、収益的収入及び支出予算でございます。

まず、収入では、事業収益、公有地取得事業収益で5億67万9,000円、事業外収益、受取利息で1万円、雑収益で1万円の合計5億69万9,000円でございます。

支出では、事業原価、公有地取得事業原価で5億67万9,000円、一般管理費で10万円の合計5億77万9,000円でございます。

次に、3ページの第2表、資本的収入及び支出予算をご覧ください。

収入では、資本的収入、借入金で7億9,482万3,000円、支出では、資本的支出で、公有地取得事業費が7億6,782万3,000円、借入金償還金が5億円の合計12億6,782万3,000円でございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。朗読をもちまして説明とかえさせていただきます。

(総則)

第1条 平成17年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 都市計画道路事業用地取得及び処分
2. 法隆寺駅周辺整備事業用地取得及び処分
3. 道路新設改良事業用地取得及び処分
4. (仮称)総合福祉会館事業用地取得
5. 町単独土地改良事業用地処分
6. 史跡中宮寺跡整備事業用地処分
7. 歩道用地処分
8. 都市計画道路代替用地処分

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収益的収入 5億0,069万9,000円

収益的支出 5億0,077万9,000円

- 2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億7,300万円は、当年度分損益勘定留保資金4億7,300万円で補てんするものとする。)

資本的収入 7億9,482万3,000円

資本的支出 12億6,782万3,000円

- 2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、30億円と定める。

- 2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年度事業に繰り越して借入することができる。

(予算の弾力条項)

第6条 公有地売却の増加によって、収益的収入予算の款・事業収益、項・公有地取得事業収益の予算額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において資本的支出予算の款・資本的支出、項・借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

平成17年2月15日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、簡単ではございますが、報告第5号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第3号)及び平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(浅井正八君) 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番(小野隆雄君) ただいま説明を受けたんですが、色々議案というんですか、報告書のことで色々あると思うんですが、まず、取得されている土地というんですかね、今後処分をされていく計画の土地、既に公社の土地になっている、それらについての位置的なことも、ちょっと図面をつけていただきたいな。でないと、どの土地をどういう具合にして処分されるのかなということ、17年度の予算書の中での取得予定、これは色々ありますので、これは伏せてもろうて結構ですが、既に17年度事業としての処分を予定されている、これらの土地については、どのあたりというんですかね、それらについても付けていただいても大丈夫かなと思いますねけど、この点どうなんですかね。

○議長(浅井正八君) 藤原企画財政課長。

○企画財政課長(藤原伸宏君) 処分予定の土地等につきまして、位置図をつけてはどうかのご質問でございますけれども、確かにこれだけの資料ではご理解を得られないというふうに思いますので、出来ればわかりやすい資料という形で検討させていただきたいと思います。

○議長(浅井正八君) 7番、小野議員。

○7番(小野隆雄君) さきの総務委員会でも、この件じゃないんですが、色々な今後の計画についての図面でどの場所やというようなことを付けてもらいたい。委員会からの要望もあったと思うんです。何のために事前に委員会をやっているかというたら、やは

りこれらの本会議での議案書をつくる時に参考にしていただきたい、そういう思いで議員もみんな色々意見を言わせてもらっていると思うんですが、この点について全く考えておられないように思いますが、そういったところであるんですが、例えば最近事業計画なんか見させていただいて、ちょっと疑問に思いながら過ごしてきたこともあるんです。それは、今まで土地開発公社の事業としては、代替用地とか事業用地についても、町の事業用地は少なかったと思うんですが、最近、例えば道路新設改良事業用地とか、そういうのがたくさん取得されて、また処分されるんですが、当然、今度17年度の事業計画書に上げられております道路新設改良事業用地処分の予定されているこれらの土地については、所有権はどのようになっていますか。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 基本的には、町からの依頼の分につきましては、斑鳩町に名義を移しております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ということは、これらの土地はすべて町の土地であって、別法人である開発公社の土地ではないということで、登記名もそうなっていると理解してよろしいですか。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 申しわけございません、言葉足らずで。いわゆる過去に都市計画道路代替用地等として取得いたしましたものにつきましては、それぞれ斑鳩町土地開発公社の所有名義となっております。この、正確な年数は忘れたんですけども、ここ数年、5、6年といたしますか、それぐらいからの事業用地につきましては、斑鳩町からの取得依頼を受けまして、取得した際斑鳩町に所有権を移転しているということです。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ちょっと時間延長してくれますか。ちょっと長うなると思います。この話はちょっとはつきりしてもろうときたい。

○議長（浅井正八君） ここで、18時まで会議時間を延長いたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 課長、今、私聞いているのは、土地開発公社、これは別法人ですね。町と違いますね。町と違うんですね。理事長は町長の小城利重。理事も町の職員や。



同じように思われているんじゃないかなと、私は不思議に思うんですよ。別法人。だから、処分行為をするのには、自分の土地、土地開発公社の土地になってあるから処分事業として出来るんです。それを、17年度の事業計画の説明の中で、3段目ですか、道路新設改良事業用地処分、これは処分する相手は斑鳩町なんですね。この土地は、そして、今、所有権はどうなっているんですかと私は聞いとる。それが斑鳩町であったら、開発公社はどういう形でそれが出来るんですか。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） この公社の土地の取得の仕方ということにかかわってまいるわけでございますけれども、従来斑鳩町が公社に対して取得を依頼した場合、おっしゃるように、土地開発公社に所有権を一度移し、なおかつ斑鳩町が再取得をする際に斑鳩町に所有権を移すという経緯もございます。

ここ数年は、斑鳩町と土地開発公社の間で協定書を締結いたしまして、この取得の仕方について一定の整理をいたしました。その中で、いわゆる土地開発公社の役割と町の役割ということを明確に区分をいたしております。例を挙げて申し上げますと、実際の用地交渉に当たるのは事業担当課であり、公社につきましてはその資金の手当てをする、こういうふうな協定をしております。そういった中で、町からの取得に当たった土地につきましては、斑鳩町に所有権を移しているということでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 平成11年に、6月ですかね、そういう協定書があるということ私は最近知りました。それで、なぜそういう協定書を組んでやっているかということなんです。私は、今、あえてこういう質問をしているかというのは、先だつての龍田西8丁目の代替用地の処分のことについて、1,800万という税金が無駄使いされた。それはなぜかということ。そういうややこしい考えでいってますから、例えば今後処分事業計画の説明の中にあります歩道用地処分、これの取得されたんはいつで、土地が幾らだったんですか。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 歩道用地につきましては、取得時の用地費は111万9,250円でございます。これは16年度末の見込みでございますけれども、諸経費が20万4,340円、支払い利息につきましては43万1,346円ということで、合わせまして175万4,936円でございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それで、取得された時、何年やったのかということと、それと取得された時点で、歩道用地として取得されているんだったら、なぜその時に処分されてなかったのか、このこともあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 取得年度は、昭和56年度でございます。

この歩道用地につきましては、いわゆる都市計画道路法隆寺線の区域に当たっておりまして、将来的に、法隆寺線の整備をされる際に歩道用地として町に処分をするという予定の土地でございました。そういった事情がございまして、これまで土地開発公社で保有をしておった次第でございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そういう土地をなぜもっと早く清算出来ないのか、こういうこともあるんです。だから、議案説明の中で、また事前の総務委員会でも課長から説明されてました。経営健全化、今、それをやろうとされているんです。だけど、なぜそういうことで、このこともその時に町へ処分しておいたら、今、簿価、何ぼですかね、60万から70万ぐらいの経費、それが要らないでしょう。だから、以前にも言うてるように、龍田西8丁目のあの物件について、なぜ道路としての形状があったのに町へ処分しておかなかったのか。それは、開発公社としては、それで、簿価で町へ処分しているんだから経営健全化になる。だけど、その分税金で補うとるんですよ。その意味がどうしてまだわからないんですか。もっと気合入れてやってもらわな、この時も、売却損につきましては一般会計からの損失補てんを講じてまいりたいと、当たり前ですわ、講じやないけないでしょう。だけど、これはどっからの金なんですか。一般会計から持つてはいるということ。もっとしっかりしたあれを持ってもらわないかんと思う。その意味でも、こういう説明の仕方ではまずいと思う。

理事会、そこで皆、考えてみたら、開発公社の理事会で皆さんわかっているからそしてやれるんかどうかわかりませんが、これ住民の目から見て、なぜそこまでせないかんのか、そういうことになってくると思う。その点についてどうなんですかね。もっと真剣になってしっかりとした経営の健全化対策をやっていかなければ、一般会計から補うていく分については限度があります。そのことも含めてどのように考えておられるのか、言うてほしい。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） おっしゃるように、土地開発公社の経営の状況、全国的なものでございますけれども、非常に悪化してきておると。それには様々な原因もございます。ただ、そういった中で、今反省すべきは、やはり土地開発公社がこういう経営を余儀なくされているのかということについては、謙虚に反省をしてまいらなきゃならないと。その上に立って、今後、経営健全化計画を進める中で、土地開発公社のあり方そのものにつきましてもシビアに見ていかなきゃならないと思っております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そういった意味で、事業用地を開発公社で取得するんだったら、公拡法に基づいて取得するんだったら、なぜ開発公社の名前にしとかないということもあるんです。それは、事業用地だから直買いするんだというような形でするんだったら、今これらの土地斑鳩町の所有なんですよ。登記名、斑鳩町なんですよ。開発公社の土地違うんですよ。だから、そういうややこしいことをなぜあえてするんかと。11年の時の協定書につきましては、色々な理由があったと思う、6月に。法隆寺線の事業を展開していく上での苦肉の策だと。それを普通の一般道路のこういうとこまで持って入るのはおかしいと思う。必ずそれは是正してもらいたい、そのように思うんですが、いや、そうじゃなくて、この形がやはり住民にとってもわかりやすく、経費も節減出来るんやと、町の財政的にもその方がいいんだと、そういう理由があるんだったら説明してください。そして、私はそのことを理解出来たら、こういう形をとっていただいても結構です。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま財政課長の方から色々答弁をさせていただきましたけれども、いずれにいたしましても本来は取得をした公社の方で登記をつけて、それで依頼のあった、最終町の方へ売却した時に町の方の名義にするというのは基本でございますけれども、平成11年に協定いたしましたことにつきましては、その時の色々な理由があったと思いますけれども、その内容については、再度検討いたしまして、いわゆる是正していかなければならないものは是正していただくということで、検討にさせていただきます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私も、財政的なことはわかりませんし、色々なことがわからない

んです。ただ、11年6月にそうして協定された、それは意味があったと思うんです。それは私は思うのは、あくまでも法隆寺線の進めていく、事業展開をしていく上で必要やったから、当時の開発公社の中で議論されて、町との間での協定をつくられたんです。それが最近になってきて、このような、次年度にすぐにかかるような用地買収についても、それに当てはめていっておられる、なぜかしらん。だから、そこに理由があるんだったら言うてください。ただし、そういうことはやはり不透明になってくる。まして、色々の開発公社の内部的なことも、議員としてはどうのこうの言えないんですね。理事会の方にも物が言えない。こういう時をつかまえて話をするだけなんです。だから、それらがもっとはっきりわかるようにしてもらいたい。そのようにまた重ねてお願いします。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私も小野議員がおっしゃったように、わかりやすい地図などやっぱりつけていただけたらなというふうには思っております。

そして、1つ、この事業計画見せていただく前に、先に土地開発公社の経営健全化に関する計画というのを委員会の方へも資料として提出されてましたので、見させていたでいてました。この中で、処分予定年度では17年、18年度にかけて、民間への売却という考え方も示されているし、そして民間への売却処分に合わせて損失補てん措置、その際に生じる差損については一般財源で補てんするんだということが明確にされてますし、これまでもそういった差損というのは出てきてて、その額の大きさについては私たちが非常に驚くような数字で、これまで色々町には気をつけてくださいというようなことをお願いしてきた経過があるんですね。こういった計画も出される中で、17年、18年で民間への売却もあるというような方針があるというようなこともある中で私たちはこの事業計画書を見させてもらったりしているわけなんです、私も素人ですので余り詳しいことはよくわからないんですが、そういった私たちが色々なことを検討する時に検討しやすい資料というものを担当の方ではぜひとも出していただきたい。そして、この差損が大きければ大きいほど私たちが全体の財政をきちっと考えていかなければならないというふうに私たちが真剣に考えてますので、担当の方もそういった私たちの思いを受けとめていただきまして、わかりやすい資料を提出いただけるようにぜひお願いをしておきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 先ほど小野議員さんのご質問にもお答えしましたように、わかりやすい資料ということで検討をさせていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） ほか、ございますか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 平成16年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第3号）及び平成17年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明3日から6日まで休会、7日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後5時00分 散会）